

医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、 医療機関等への導入支援及び周知広報等一式

令和4年度報告書

アクセンチュア株式会社

目次

1. 本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

- 2.1. 周知計画
- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

- 3.1. 前提事項
- 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果
- 3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

1章：本事業について

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.1. 本事業の概要

本事業の概要

発注者：厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

事業名：医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

本事業の背景・目的（概要）

医療保険制度においては、令和3年3月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が開始された（本格稼働は令和3年10月開始）。一方で、医療扶助においては、令和元年12月の「新デジタル・ガバメント実行計画」の中で、令和5年度中にオンライン資格確認の導入を目指すこととなっている。

上記を踏まえ「医療扶助に関する検討会」において議論が行われ、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた方向性が示された。本周知広報事業では、令和5年度の導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、運用の見直し及びシステムの改修に関して周知・広報等を行う。また、その課題を具体化・分析し、対応方針等の検討を行う。

医療扶助のオンライン資格確認等の前提

- (1) 運用開始時期（予定）：令和5年度中
- (2) 対象医療機関等：全ての医療機関・薬局
- (3) 対象保険者：福祉事務所（都道府県/市区町村）
- (4) 対象証：医療券/調剤券
- (5) 対象利用者：生活保護受給者

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

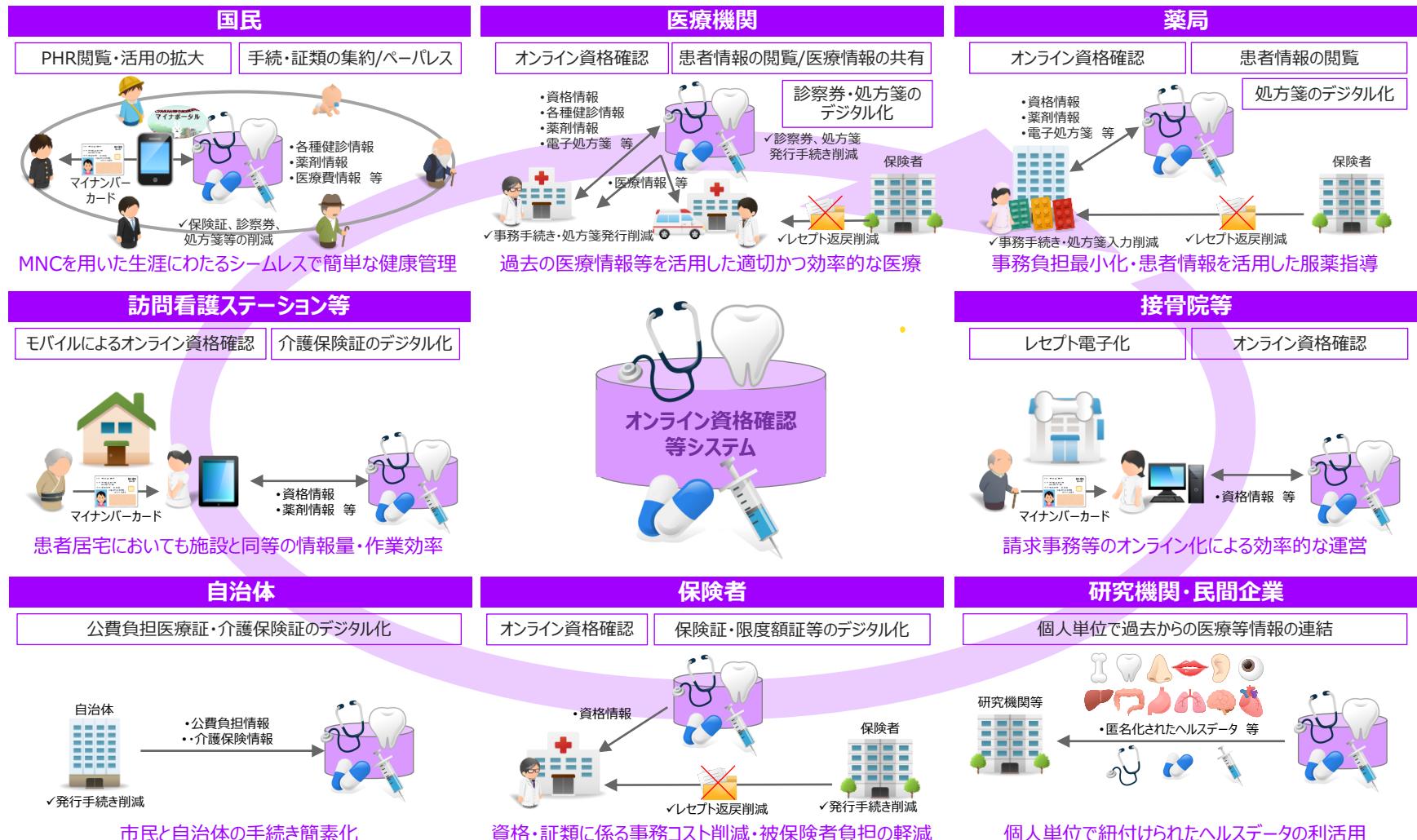
1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.1. 事業内容に対する理解（オンライン資格確認の利用拡大の方向性（目指すべき将来像））

未来投資戦略やデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、オンライン資格確認等システムの稼働以降、その基盤を活用し、「デジタル化されるサービス」「デジタル化される情報」「基盤を利用するアクター」の拡大が順次計画されているものと理解しています。

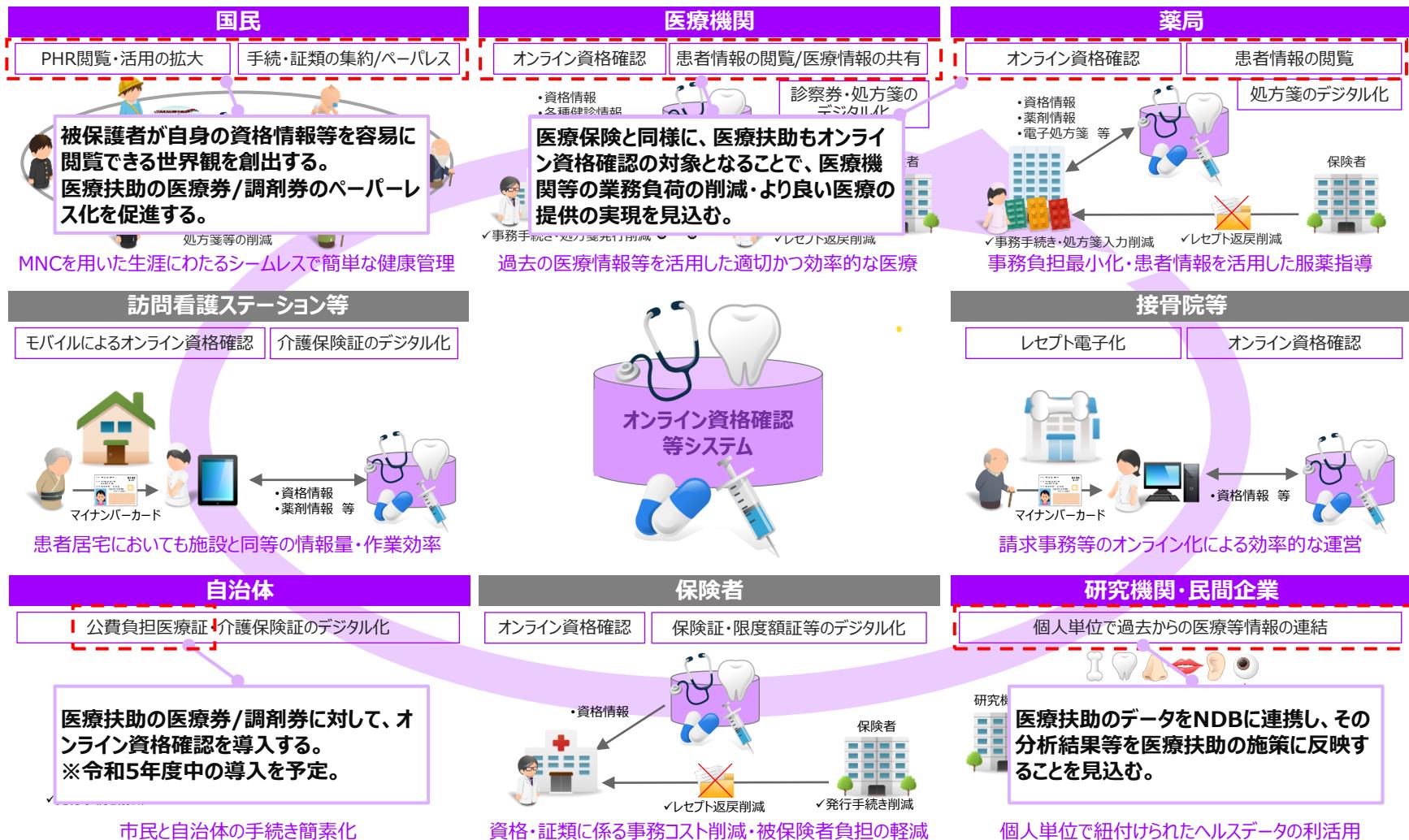


1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.2. 事業内容に対する理解 (本周知広報のミッション)

本周知広報では、前述の将来像のうち、「公費負担医療証」の中の医療扶助の医療券/調剤券について、令和5年度中のオンライン資格確認の導入に向けて、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、効果的な周知広報が求められています。



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.1. 本業務の作業内容

本業務は調達仕様書「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」の作業をスコープとし、3つの業務単位ごとに推進しました。各業務単位のスケジュールについては、後述の「全体作業スケジュール」に示します。

本業務の作業の概要

業務単位

概要

①

プロジェクト管理

- 本プロジェクトの推進に当たって、プロジェクト計画書を作成後、当該計画書に基づくプロジェクト管理を実施しました。
- 本プロジェクトを通して、進捗管理・品質管理・コミュニケーション管理・体制管理・リスク管理・課題管理を実施しました。

②

周知広報

<周知計画書の作成>

- 周知広報の指針となる、周知計画書を作成しました。周知計画書の作成にあたっては、関係者（貴省及び支払基金等）と密に調整し、関係者にとって納得感のある周知計画書の作成を意図しました。

<福祉事務所向けの周知>

- 福祉事務所向けポータルサイトを開設し、全国の福祉事務所及び福祉事務所システムベンダから寄せられる問合せに回答しました。また、周知資料及びFAQの公開により、福祉事務所の疑問点の解消に努めました。
- 福祉事務所向け説明会を2回開催し、情報の感度が低い福祉事務所に対しても必要な対応を訴求できるように配慮しました。昨今の社会状況及び全ての福祉事務所に参加いただくため、オンラインによる開催形態を採用しました。

<医療機関・薬局向けの周知>

- 医療機関・薬局及びそのシステムベンダ向けの既存の周知チャネルを利用して、周知資料の公開及び問合せへの対応を実施しました。
- また、医療機関・薬局システムベンダ向け説明会を開催し、医療扶助のオンライン資格確認の独自要件の仕様を訴求しました。ベンダの対応負荷を考慮し、訪問業態等のオンライン資格確認の説明会と合同開催としました。

③

運用課題検討

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入により福祉事務所及び医療機関・薬局で対応が必要となる運用課題の検討を実施しました。
- 特に、オンライン資格確認との関わりが初となる福祉事務所における運用課題検討に注力しました。

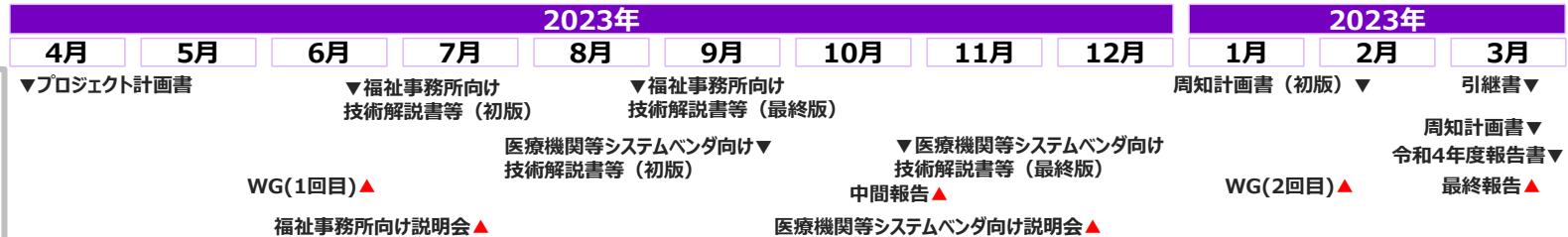
1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.2. 全体スケジュール

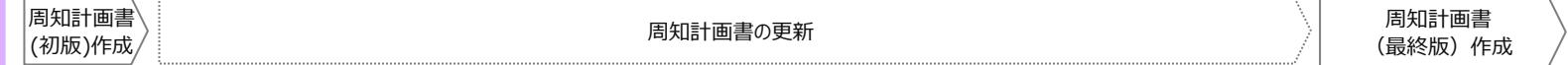
本業務は2022年4月～2023年3月末までの12ヶ月間にわたって実施しました。

全体作業スケジュール



プロジェクト管理

周知計画の作成

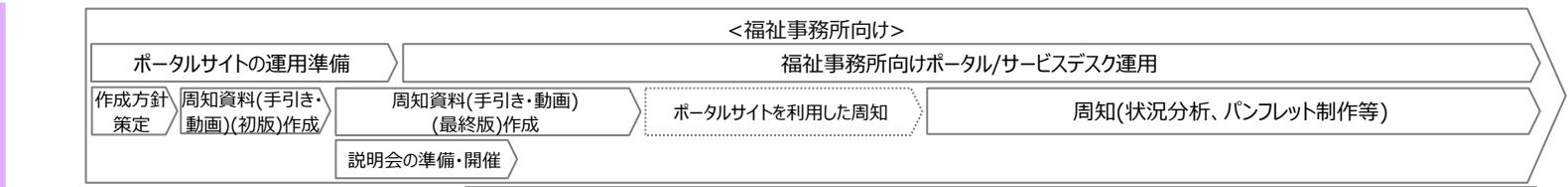


技術解説書の作成

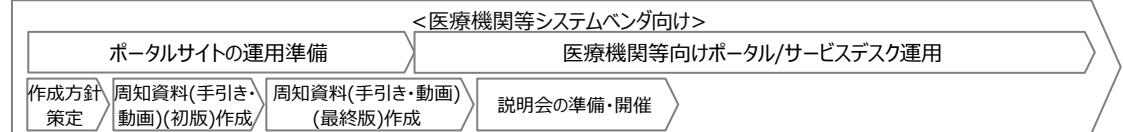


周知広報等

周知広報

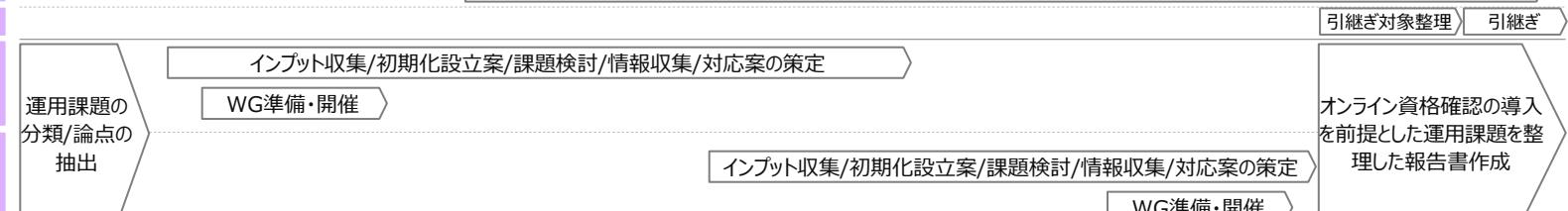


<医療機関等システムベンダ向け>



運用課題検討

技術解説書の作成に資する検討



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

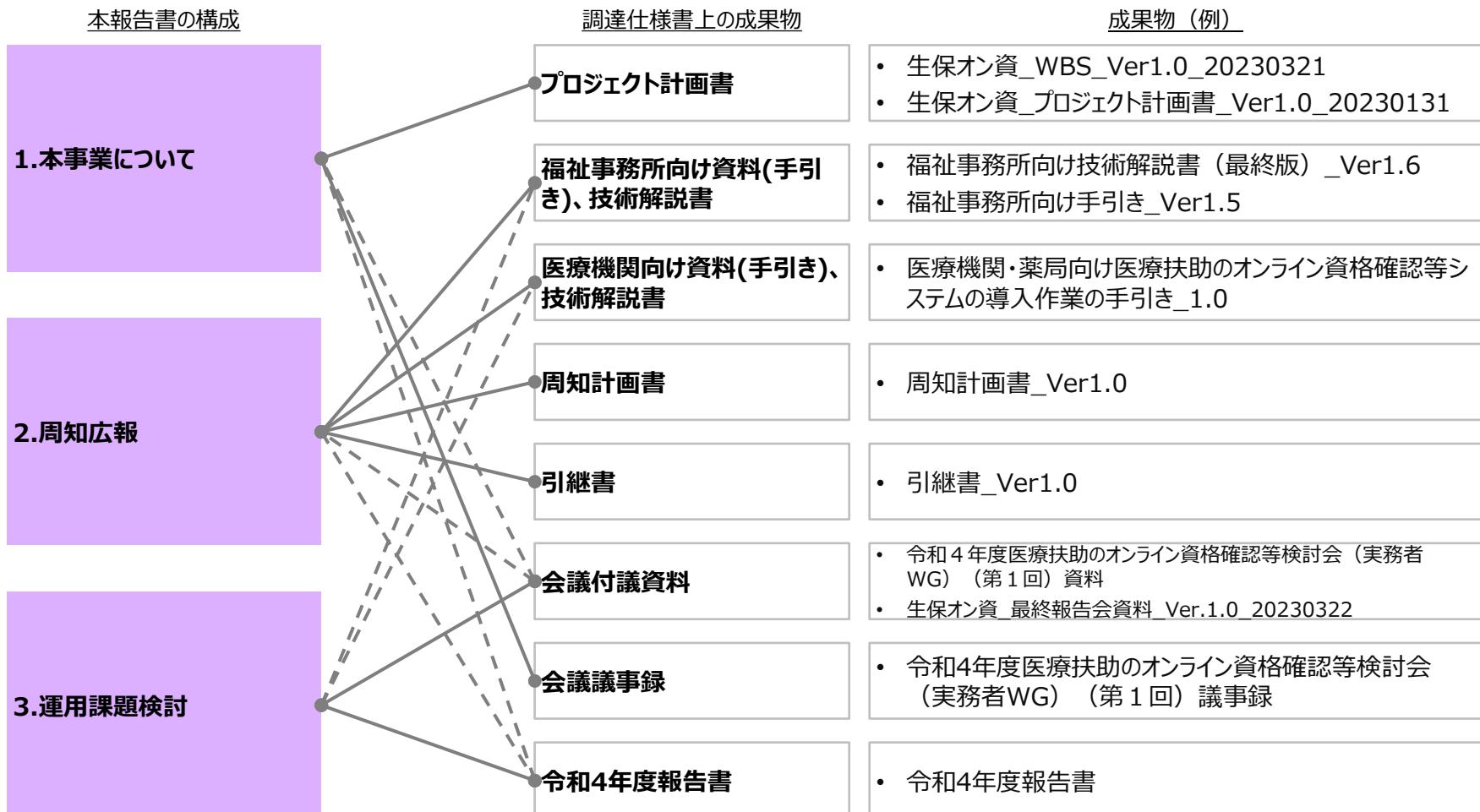
1. 本事業について

1.4. 本報告書の構成

本報告書は、「1.3.1. 本事業について」に記載の業務単位に沿って作成しています。調達仕様書上の成果物と本報告書の対応関係を以下に示します。

※業務単位：「プロジェクト管理」を除く。

調達仕様書上の成果物⇒本報告書の構成



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「1. 本事業について」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20230321
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230131
生保オン資_キックオフミーティング議事録_Ver1.0_20220408
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.1_20221116
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 議事録
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 議事録_Ver1.1
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20230322

2章：周知広報

2. 周知広報

2.1. 周知計画

- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.1 周知計画の作成方針

福祉事務所、医療機関・薬局ごとの懸念事項（課題）を押さえた上で、これらの解決を目指した周知計画を作成しました。

福祉事務所、医療機関・薬局における懸念事項（課題）

周知対象

主な懸念事項（課題）

周知のポイント

- オンライン資格確認の仕組み・運用事業に詳しくない。

- 福祉事務所向けアンケートを実施し、福祉事務所からの疑問点等の声を直接聞いて、その内容を周知資料に反映しつつFAQでも公開する。
⇒ポータルサイト開設により対応した。

- 福祉事務所システムから医療保険者等向け中間サーバー等への接続方式の理解がない。

- システム改修やインターフェイスファイルの作成に係る周知だけでなく、ネットワーク接続方式のわかりやすさに留意した周知も行う。
⇒ネットワーク方式の周知資料等も公開した。

- 受給者番号の採番方法等、福祉事務所ごとの現行運用をそのまま踏襲した場合、他人の情報を閲覧できてしまう等の課題が生じる。

- 統一が必要な運用については、先行する他制度も踏まえた留意点との徹底を求める周知を行う。
既に管理されている情報の精査（データクレンジング）の観点も考慮した周知を行う。
⇒資格情報等の登録に向けた準備に関する周知資料を公開した。

- 被保護者がオンライン資格確認の仕組みや意義を理解できず、医療扶助のオンライン資格確認の利用が進まない。

- 福祉事務所の職員/ベンダ向けだけでなく、福祉事務所を介し被保護者向けの周知も行う。

福祉事務所（ベンダ含む）

- 医療扶助のオンライン資格確認に係る独自機能が存在する。

- 資料の公開前に事前にベンダと摺合せを行い、ベンダのコメントを取り込んだ資料を作成する。
⇒技術解説書の公開前に、ベンダと事前打合せを行うことで対応した。

医療機関・薬局（ベンダ含む）

- オンライン資格確認の導入義務化対応、電子処方箋等の対応があり、医療扶助のオンライン資格確認の取組を優先できない。

- オンライン資格確認の導入義務化対応に注力していただくため、周知の開始時期を調整する。
医療機関・薬局及びベンダの負荷低減に資する施策がないか検討する。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

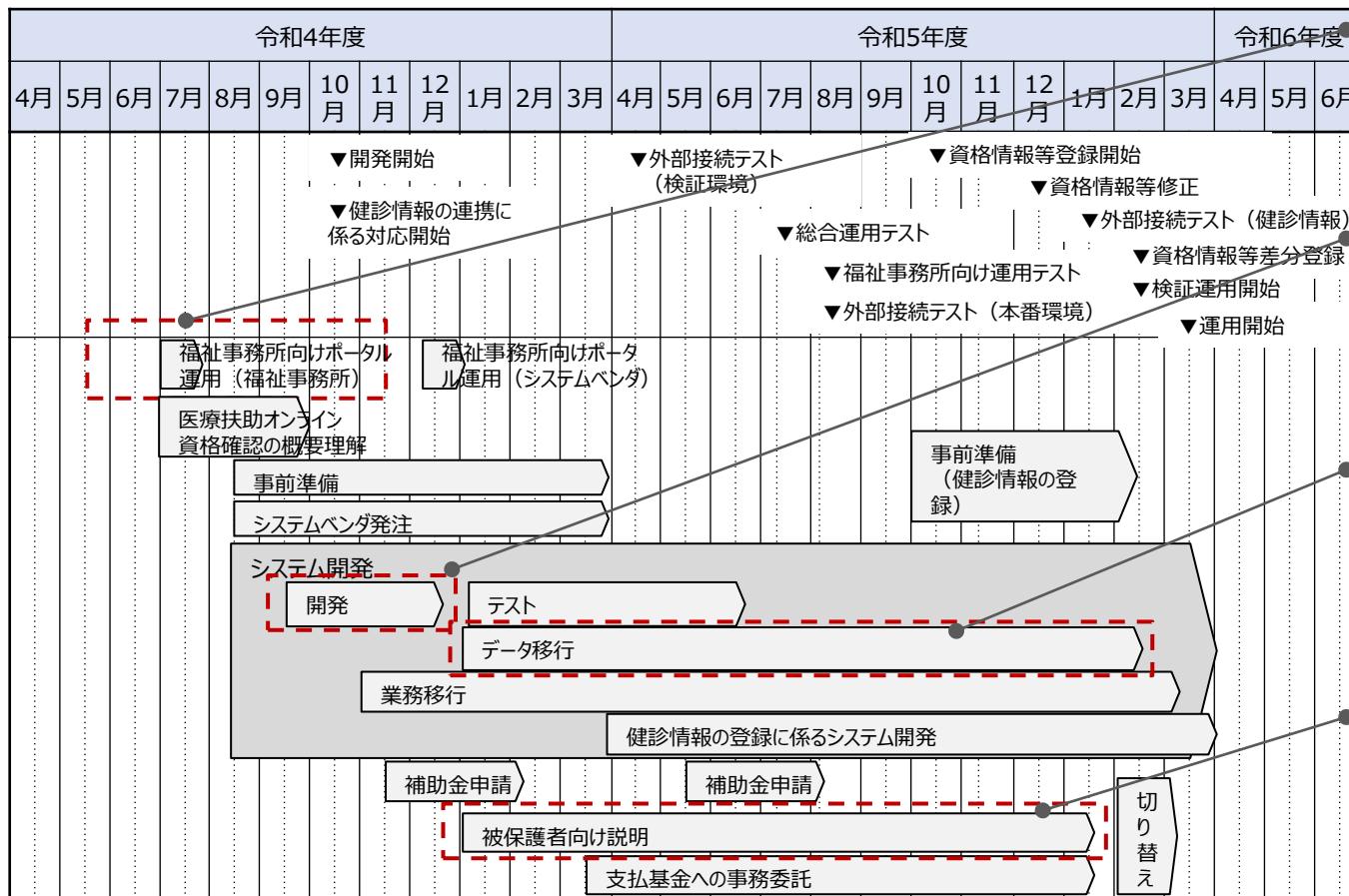
2.1.2 福祉事務所向けの周知計画

福祉事務所向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。

福祉事務所向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

福祉事務所向けの周知計画

周知の主なポイント



1 具体の周知に向けて、福祉事務所向けポータルサイトを開設し、福祉事務所から直接問合せを受領できる窓口を用意した。

2 技術解説書/インターフェイスファイルの仕様書以外にも、福祉事務所における対応で必要となるネットワーク接続に係る周知資料/端末要件の資料等を公開した。

3 適切なデータ連携・閲覧が行われるよう、データクレンジングの観点（受給者番号の固定化、資格情報と医療券/調剤券情報間の整合性の確保等）を纏めた周知資料を公開する。

4 福祉事務所の職員だけでなく、被保護者にも医療扶助のオンライン資格確認の概要を理解していただくため、福祉事務所/被保護者向けのリーフレットを公開する。

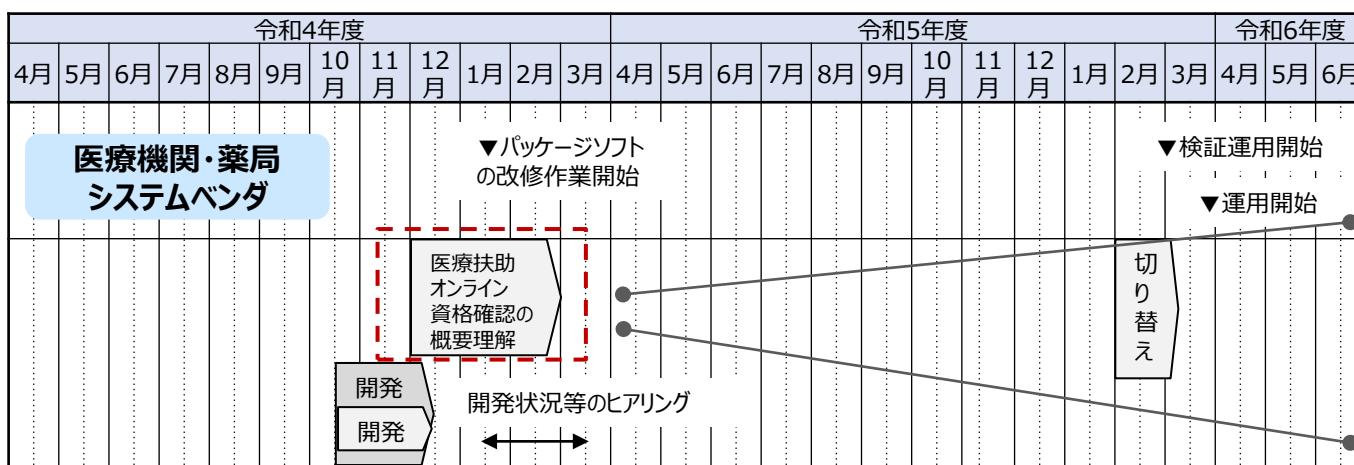
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

医療機関・薬局向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。医療機関・薬局向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年2月まで）



周知の主なポイント

5

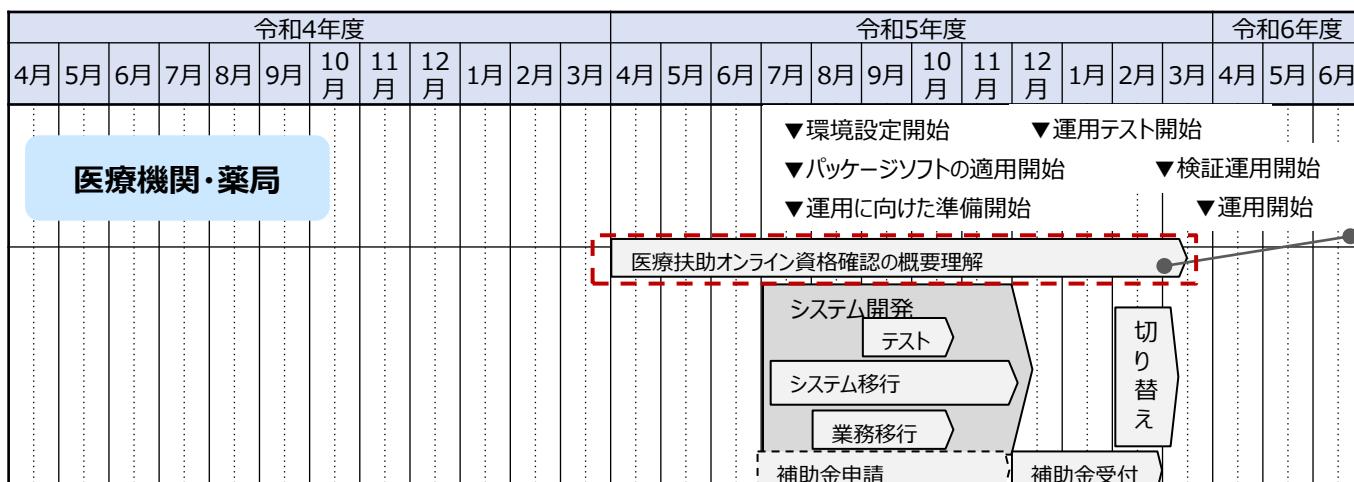
- 技術解説書等の公開前に医療機関・薬局システムベンダと打合せを行い、疑問点などの解消及びコメント内容の資料への反映等を行った。

- 6
- 医療機関・薬局のシステムベンダ向け説明会を開催する。
※他の取組（訪問業態等のオンライン資格確認）との合同開催とした。

- ベンダの資料確認負荷を低減するため、医療扶助のオンライン資格確認の技術解説書を、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書の別紙の位置づけとし、資料の構成等を踏襲する。

6

- 医療機関・薬局においては、医療保険オンライン資格確認の導入義務化対応、電子処方箋等の対応等があることを踏まえ、周知の方法や時期を調整中。
※令和4年度の周知は厚生労働省HPにおける概要の公開に留める。



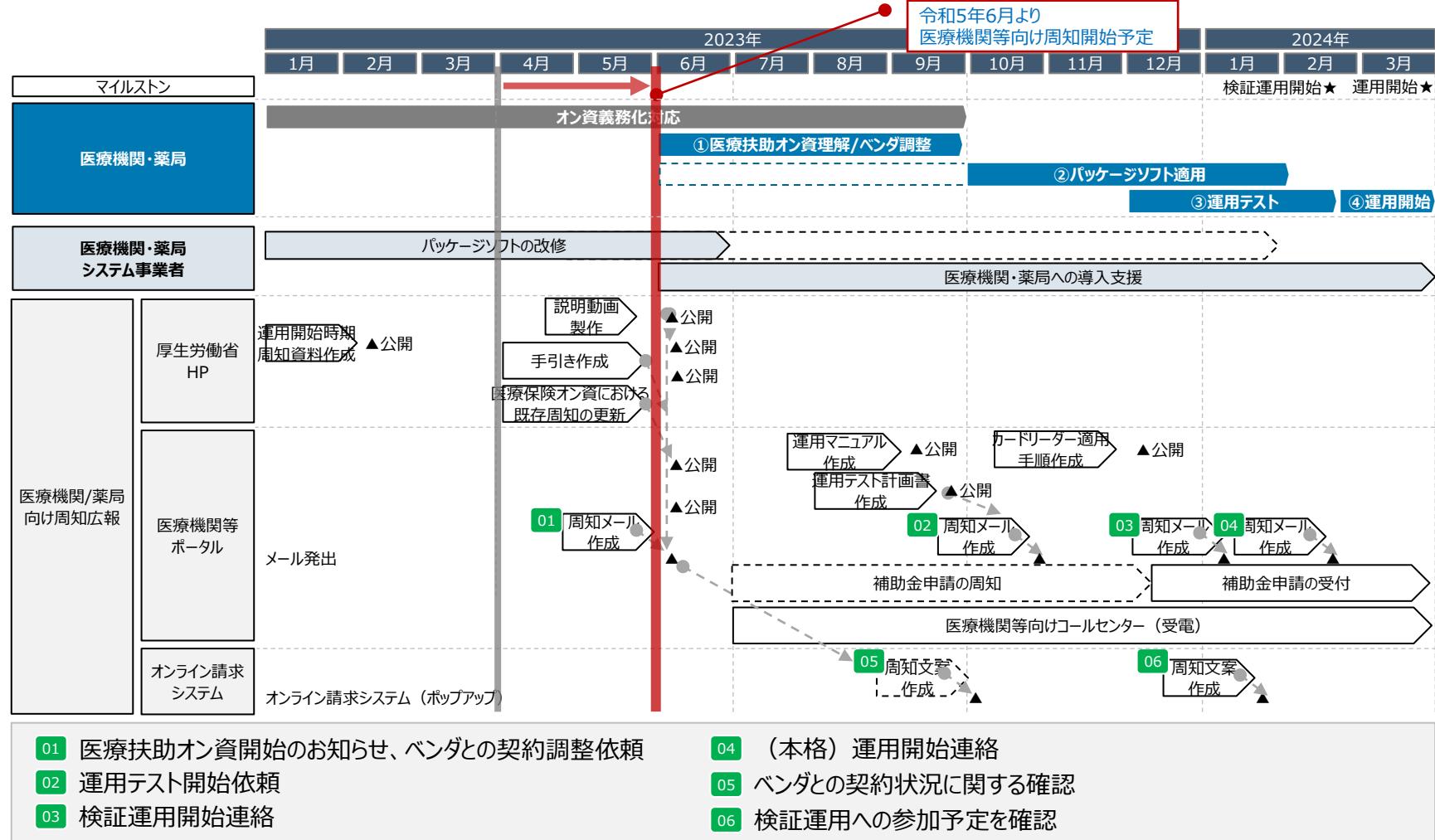
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

前頁の通り、医療機関・薬局向けの周知は令和5年4月から開始する予定であったものの、医療関係団体（三師会）及び医療機関・薬局システムベンダへのヒアリング結果も踏まえ、令和5年6月から周知を開始する周知計画に変更しました。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年3月以降）



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

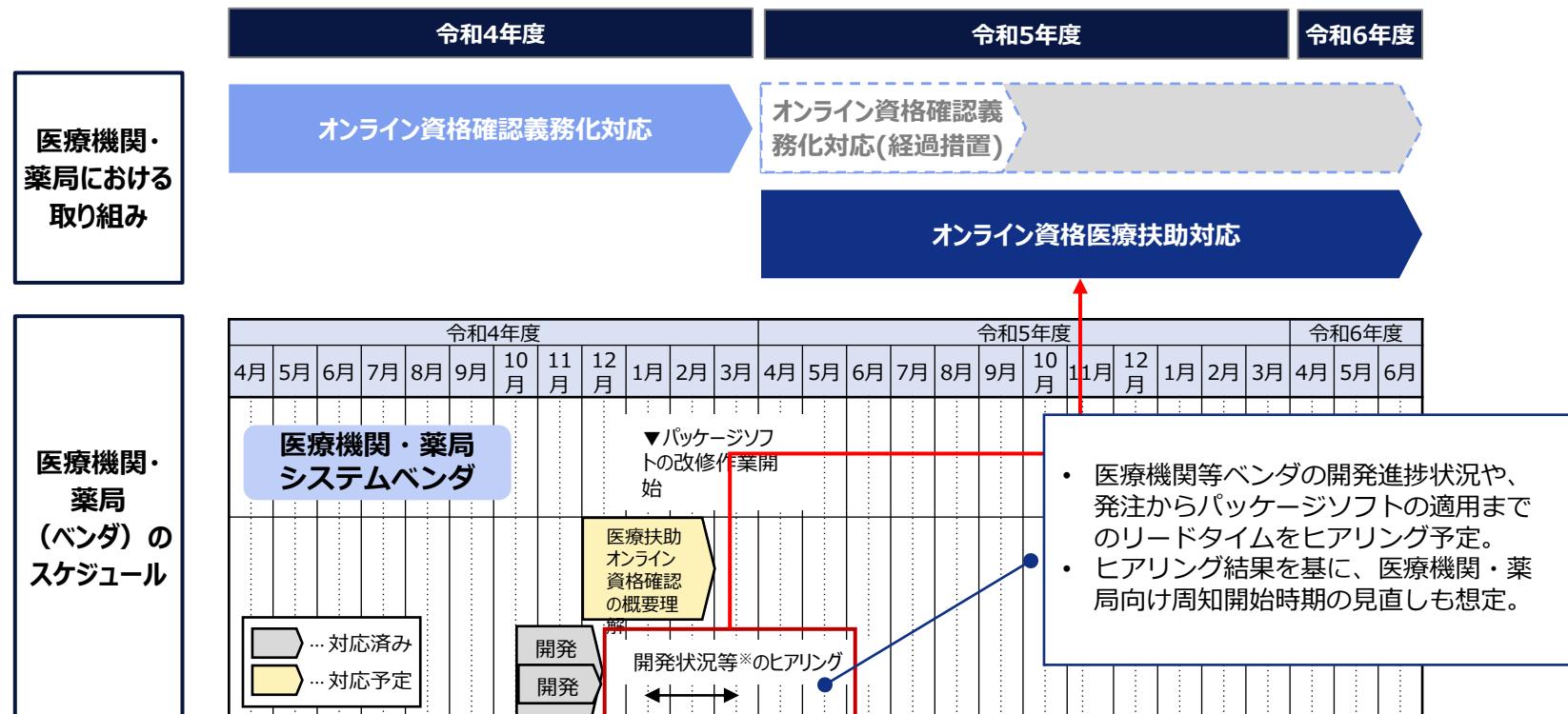
(参考：医療機関・薬局向けの周知計画の調整経緯)

オンライン資格確認の導入義務化に向けた取組が最優先で進められているところで、厚生労働省としては、オンライン資格確認の導入義務化を優先する。

その上で、医療扶助オンライン資格確認の導入に当たっては、JAHIS及び支払基金との調整で、医療機関・薬局における対応負荷を軽減する取り組み（リモート導入、及びアプリケーションの適用負荷軽減等）が可能であることを確認した。

今後は、医療機関等システムベンダとも継続して、パッケージ改修期間、及びパッケージソフト適用期間をヒアリングする等により調整し、まずはオンライン資格確認導入済みの医療機関・薬局から順次周知開始時期を検討する。

医療機関等における各取り組みの対応スケジュール



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.4 周知計画書

福祉事務所及び医療機関・薬局に“いつ”・“誰が”・“何を周知するか”を整理した周知計画書を作成しました

周知計画書の詳細は資料「周知計画書_Ver1.0」に整理しています。

周知計画書

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.1. 福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

福祉事務所向けポータルサイト（Webサイト）の運営を開始し、福祉事務所への周知基盤を整えました。このポータルサイト上で資料の公開及び問合せを一元対応することで、福祉事務所における対応負荷を軽減することを意図しました。

また、技術解説書・手引き以外にも、健診情報の登録に係る周知資料・被保護者向けのリーフレットの作成・公開を実施しました。

福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

①福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

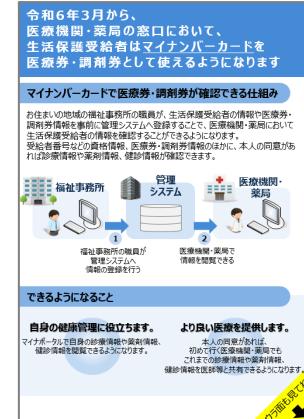
- ・ 福祉事務所及びシステムベンダ向けのポータルサイトを運営しました。
- ・ ポータルサイトの中で周知資料及びFAQの公開を実施しました。
- ・ また、福祉事務所及びシステムベンダからの問合せへの回答を実施しました。

②技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

- ・ 福祉事務所システムにおける改修内容を整理した技術解説書を作成しました。
- ・ また、福祉事務所における対応事項を整理した手引きを作成しました。
- ・ 上記の資料等について、オンラインで説明会を開催しました。

③周知資料/リーフレットの公開

- ・ ネットワーク接続方式及び健診情報の登録に係る資料等、説明会後も周知資料の作成及び公開を実施しました。
- ・ また、被保護者向けのリーフレットも公開し、被保護者のマイナンバーカードの取得促進もご支援しました。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リフレッ
トの公開

令和4年7月以降、福祉事務所に福祉事務所向けポータルサイトを公開し、技術解説書・手引き等の作業に必要な資料の公開を実施しました。なお、令和4年12月以降は福祉事務所システムベンダにも福祉事務所向けポータルサイトを公開しました。

福祉事務所向けポータルサイトの公開

福祉事務所向けポータルサイト

文字サイズ変更 小 中 大

ユーザーログイン ログアウト マイページ お問合せ キーワード検索

お問合せ

キーワードまたは文章で検索できます(200文字以内) [?](#)

検索する

オンライン資格確認等 技術解説書 手引き ポータルサイト操作マニュアル

! 重要なお知らせ

- 2023/2/20 医療扶助オンライン資格確認に関する健診情報登録端末のアンケート依頼
- 健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(添付ファイルダウンロードページ)
- 2022/12/20 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて(依頼)
- 2022/12/16 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所システムベンダ向けアンケートおよび福祉事務所向けポータルサイトへのシステムベンダのアカウント登録について(依頼)

最新のお知らせ(5件表示) [一覧表示](#)

- 統合専用端末セットアップ手順書(添付ファイルダウンロードページ)
- 福祉事務所向けオンライン資格確認の導入に向けた作業・周知スケジュール(添付ファイルダウンロードページ)
- 加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧(添付ファイルダウンロードページ)
- 2023/2/28 「医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケート」結果を受けて改めてご確認いただきたい事項(資格情報関連)
- 2023/2/20 医療扶助オンライン資格確認に関する健診情報登録端末のアンケート依頼

トップカテゴリー

システム改修に係るお問合せ **業務に関するお問合せ**

スケジュール | 改修内容 | 統合専用端末 | テスト | データ連携 | その他 | 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録 | 健診情報の登録 | 資格確認 | 資格確認実績(ログ情報)の連携 | その他

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、法律・制度及び補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせ

〈問い合わせ画面〉

〈マイページ〉 マイページから問い合わせ状況の確認も可能

■Q&Aの閲覧

〈FAQ一覧〉

本事業の進行につれQ&Aの増加が見込まれますが、
福祉事務所等のQ&A確認が煩雑にならないよう、キーワード検索や、カテゴリ検索の機能を実装しました。

福祉事務所

周知広報
チーム

Q&Aの閲覧

類似の問い合わせ
確認



他の福祉事務所
等

福祉事務所向け
ポータルサイト

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リフレッ
トの公開

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダからの問合せのうち、多くの福祉事務所から問合せを受けたもの及び多くの福祉事務所に関係するものについては、FAQの形式でマス周知（全ての福祉事務所向け）を実施しました。

FAQの公開イメージ

Q 各種フラグ(不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグ)を申請する様式はございません。また、書面(紙媒体)における同意書等での確認も必須ではございません。[詳細表示](#)

No:227 公開日時:2023/03/14 14:24

Q 医療扶助のオンライン資格確認の導入において、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を特定個人情報保護評価(PIA)の対象として手続きを進めているが問題ないか。

A 「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を特定個人情報保護評価(PIA)の対象として必須項目ではございません。しかし、既に「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を含めて評価を実施している場合、評価をやり直す対応は不要です。[詳細表示](#)

No:225 公開日時:2023/03/14 14:21 更新日時:2023/03/14 14:21

Q 福祉事務所システム(生活保護システム)からレセプト管理システム環境への情報連携の仕様は福祉事務所向けポータルサイトで公開されるのか。

A 福祉事務所向けポータルサイトでの公開予定はございません。福祉事務所システム(生活保護システム)ベンダ、レセプト管理システムベンダ間での調整をお願いいたします。[詳細表示](#)

No:222 公開日時:2023/03/14 10:12 更新日時:2023/03/14 10:12

Q PIAに関する照会窓口について

A 個人情報保護委員会のウェブサイトに「特定個人情報保護評価の実施手順」が公開されていますので、ご確認ください。「特定個人情報保護評価の実施手順」また、医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する記載例の参考として、添付ファイル「後期高齢者医療全項目評価書テンプレート.xlsx」をご確認ください。※。[詳細表示](#)

No:217 公開日時:2023/03/13 15:04 更新日時:2023/03/14 10:00

Q 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

A 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録では、既存のオンライン請求用端末を利用できます。また、既存のオンライン請求用端末が端末要件を満たさない場合の端末仕様のアップデートに対しては、医療扶助のオンライン資格確認に係る国庫補助の利用が可能となります。既存のオンライン請求用端末。[詳細表示](#)

No:201 公開日時:2023/03/07 17:32

Q 自治体が独自に診療依頼書を発行して医療券の代金としている場合、オンライン資格確認の運用に支障が出る可能性があると考えている。自治体がその運用を徹底するよ

福祉事務所向けポータルサイト

トップカテゴリー > [FAQ一覧](#) > 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。 文字サイズ変更 小 中 大

戻る

No: 201 公開日時: 2023/03/07 17:32

印

Q 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

カテゴリー: トップカテゴリー > FAQ一覧
トップカテゴリー 基本に問合せ > 健診情報の登録

A 回答

特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録では、既存のオンライン請求用端末を利用できます。

また、既存のオンライン請求用端末が端末要件を満たさない場合の端末仕様のアップデートに対しては、医療扶助のオンライン資格確認に係る国庫補助の利用が可能となります。

既存のオンライン請求用端末が特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録の端末要件を満たしているかは下記をご参照ください。

・[健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料\(添付ファイルダウンロードページ\)](#)

「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(第1.0版)」P.19

FAQ 関連するコンテンツ

Q 健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(添付ファイルダウンロードページ)

Q 受給者番号の固定化に伴い、既存データの受給者番号を振り直すことによるリスク、メリット、デメリットについて、厚生労働省の見解を教えてください。

Q 自治体が独自に診療依頼書を発行して医療券の代替としている場合、オンライン資格確認の運用に支障が出る可能性があると考えている。自治体がその運用を徹底する考え方があるか、厚生労働省の見解を教えてください。

Q 市の独自利用条例に「被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」の規定をしなかった場合、外国人の特定健診情報を特定健診等データ収集システムにアップロードできないということ。

Q 特定健診等データ収集システムに接続する端末の要件を教えてください。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け ポータルサイトの運営 問合せ対応

②技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレットの公開

福祉事務所システムの改修で必要な対応事項を整理した「福祉事務所向け技術解説書」を作成しました。また、技術解説書の本紙だけでは整理できないイメージ図等を別紙として作成し、福祉事務所及び福祉事務所システムベンダの理解の醸成を意図しました。

福祉事務所向け技術解説書の作成

技術解説書の本紙

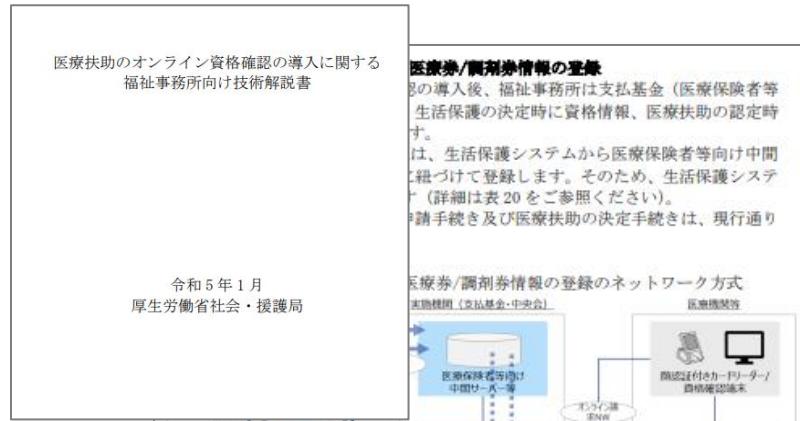
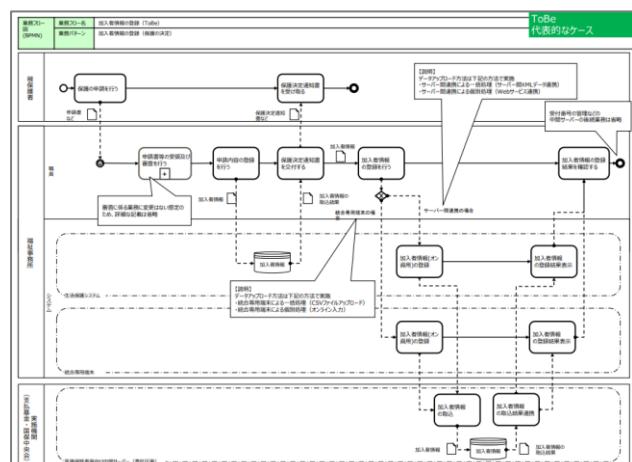
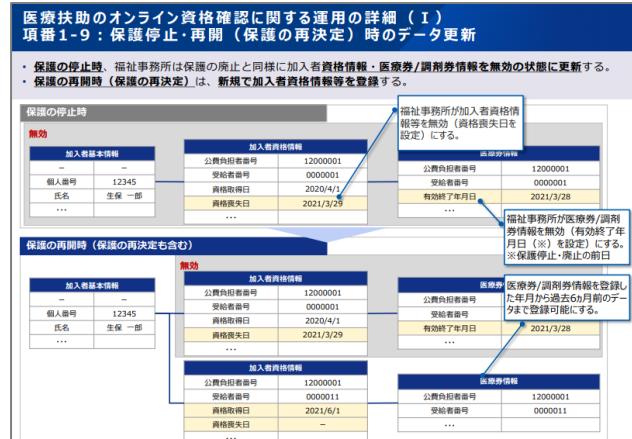


表 9 I. 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録の流れ（概要）

項目番号	アクター	業務内容	備考
1	被保護者	福祉事務所に対する保護の申請	—
2	福祉事務所	保護の申請の審査	—
3	福祉事務所	保護の決定/被保護者への通知	—
4	福祉事務所	医療保険者等向け中間サーバー等に対する資格情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等→オンライン資格確認等システム間のデータ連携は支払基金で行う。

技術解説書の別紙



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リフレッ
トの公開

システムベンダとの契約及びPIAの更新作業等、福祉事務所で必要となる対応事項を整理した「福祉事務所向け手引き」を作成しました。福祉事務所向け手引きは令和4年7月に福祉事務所向けポータルサイトでも公開しています。

福祉事務所向け手引きの作成

3.準備作業 準備作業の流れ

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の6つのステップになります。
- システムベンダ（現在ご利用の福祉事務所システム（生活保護システム）の業者）の改修完了までに期間を要すると想定されるため、**お早めにシステムベンダへの見積依頼・改修期間の確認をお願いいたします。**

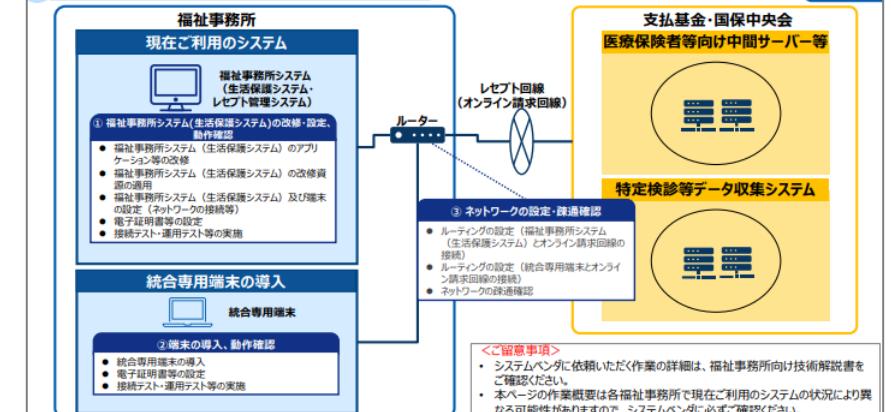


3.準備作業

3.2 福祉事務所システム（生活保護システム）の改修に係る対応事項の理解 ④システムベンダへ依頼いただく作業概要

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたっては、**現在ご利用の福祉事務所システム（生活保護システム、レセプト管理システム）ベンダ及びネットワークベンダに改修作業等を依頼**いただく必要があります。
- 詳細は技術解説書をご確認の上、システムベンダへの相談・依頼をお願いいたします。

4.システムベンダへ依頼いただく作業概要



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

令和4年7月・8月に福祉事務所向け説明会を開催し、福祉事務所向け技術解説書・手引き等の内容を説明しました。説明会の開催にあたっては、事前にアンケートを収集し、福祉事務所の不明点を潰しこむことを意図しました。

福祉事務所向け説明会の開催形態

概要	<ul style="list-style-type: none">医療扶助のオンライン資格確認の概要技術解説書に係る説明手引きに係る説明お問合せ方法のご案内 等
対象者	<ul style="list-style-type: none">福祉事務所、福祉事務所システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">第1回目：2022年7月第2回目：2022年8月
会場	<ul style="list-style-type: none">貴省会議室（事務局）
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催（開催方法）Youtube配信
資料・記録等の 掲載	<ul style="list-style-type: none">説明会の様子は映像にて記録を行い、資料とともにポータルサイトに掲載した

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

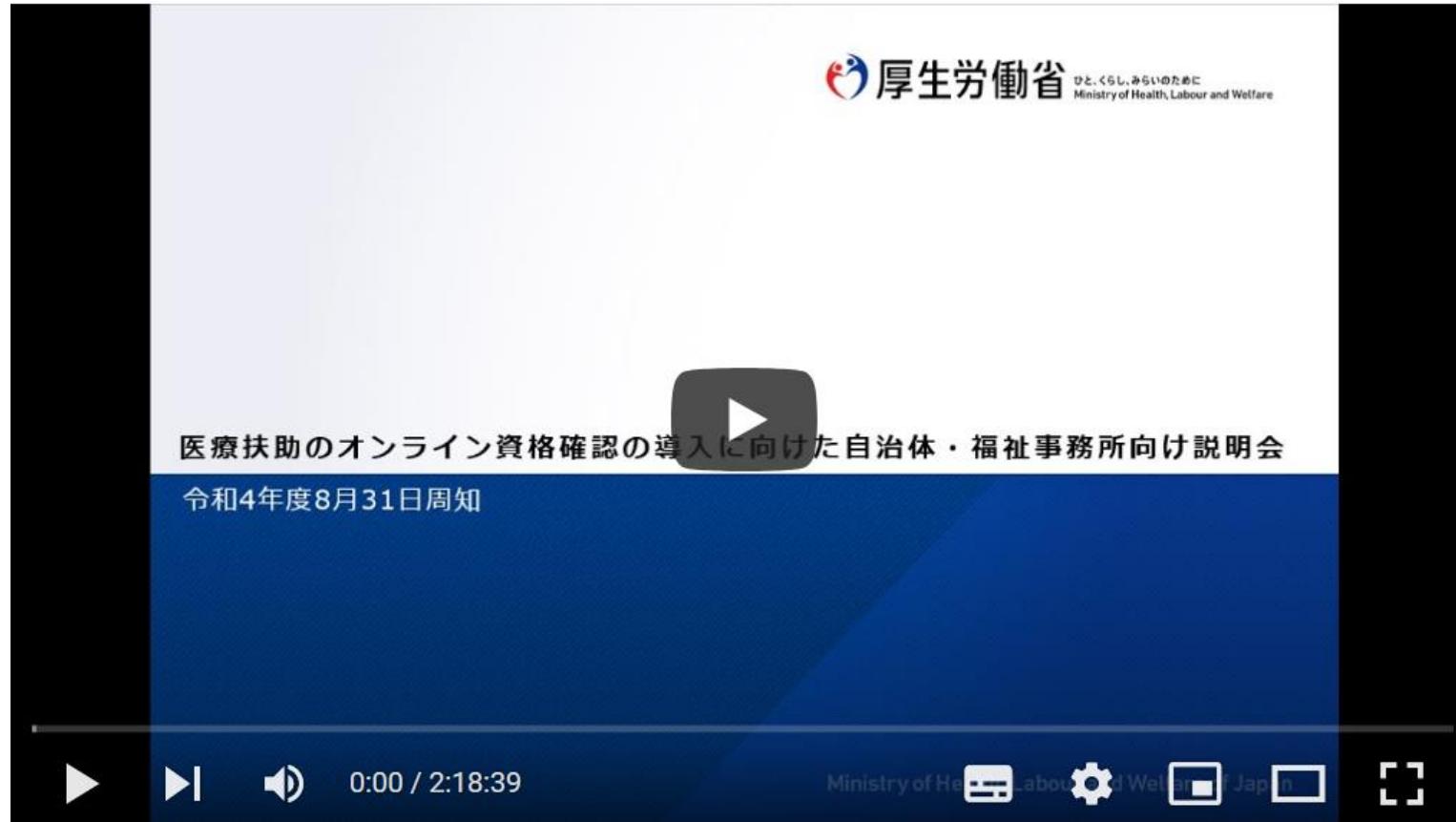
①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

前頁の続き。

福祉事務所向け説明会の動画



<https://www.youtube.com/watch?v=tVNgyrZaPh0>

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 周知資料/リーフレットの公開

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

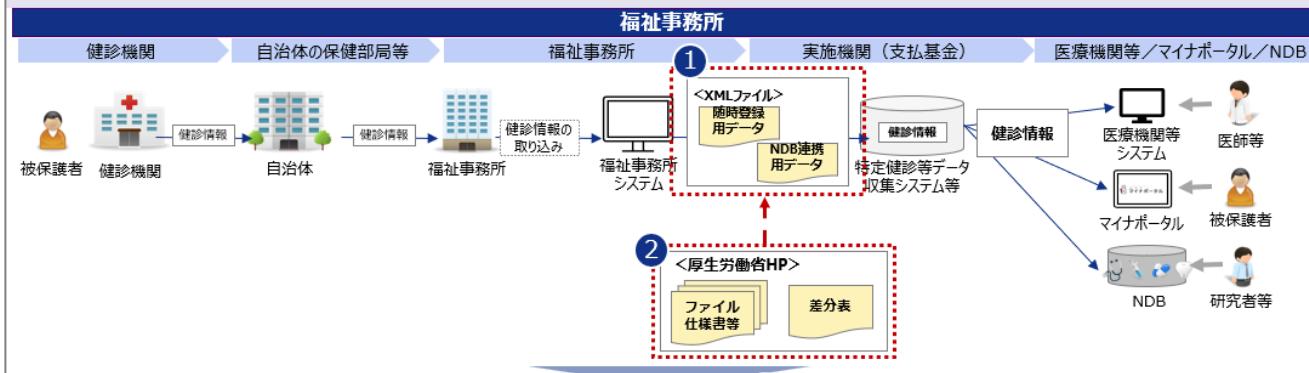
③周知資料/リーフ
レットの公開

令和4年7月・8月の福祉事務所向け説明会以降も、福祉事務所への周知資料の作成・公開を実施しました。具体的には、説明会の時点で「今後資料を公開予定」となっていた、健診情報の登録に係る周知資料等の公開を実施しました。

健診情報の登録に係る周知資料

前提／健診情報の登録の概要 — XMLファイル作成の考え方

- ・ 福祉事務所においては、医療保険者と同じ仕様書及び差分表を確認していただき、健診情報の登録で利用するインターフェイスファイルの作成に係るシステム改修を進めていただきます。
- ・ なお、医療保険者が利用している仕様書は、令和6年度以降利用する仕様書として更新が予定されているため、現時点では参考として平成30年度～令和6年度の期間に利用する仕様書^{※1}をご確認ください。
※平成30年度～令和5年度の仕様書⇒令和6年度以降の仕様書は大きく変更ない見込みです。



1

- ・ 福祉事務所においては、大きく分けて2種類のデータ（随時登録用データ／NDB連携用データ）を登録いただきます。
※医療保険者も同様に、2種類のデータ（閲覧用データ（随時登録用データに相当）／法定報告用データ（NDB連携用データに相当））を登録している。
・ 隨時登録用データ／NDB連携用データ、それぞれの登録目的、対象者等は次頁を参照してください。

2

- ・ 福祉事務所において、健診情報の登録で利用するインターフェイスファイルを作成する際の仕様書は、医療保険者が利用している仕様書と同じものを利用します。
- ・ また、公費負担者番号・受給者番号の利用等、医療扶助独自の要件があるため、その内容は差分表に取り纏める予定です。この差分表も参照しつつ、インターフェイスファイルの作成に係る改修を進めてください。

※1: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 周知資料/リーフレットの公開

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リーフ
レットの公開

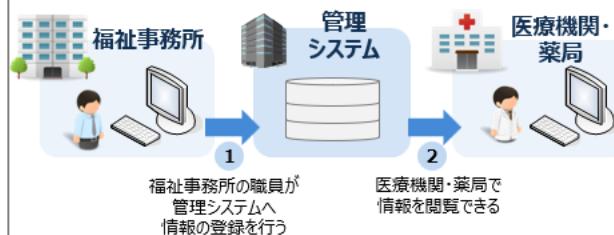
福祉事務所向けの周知資料以外にも、被保護者向けの資料の作成・公開も実施しました。具体的には、被保護者のマイナンバーカードの取得を促進するためのリーフレットを公開しました。他にも福祉事務所に申し出が必要なフラグの設定に係る資料（案）の作成も実施しました。

被保護者のマイナンバーカードの取得に係るリーフレット

令和6年3月から、
医療機関・薬局の窓口において、
生活保護受給者はマイナンバーカードを
医療券・調剤券として使えるようになります

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において生活保護受給者の情報を確認することができるようになります。
受給者番号などの資格情報、医療券・調剤券情報のほかに、本人の同意があれば診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。



できるようになること

自身の健康管理に役立ちます。

マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、
健診情報を閲覧できるようになります。

より良い医療を提供します。

本人の同意があれば、
初めて行く医療機関・薬局でも
これまでの診療情報や薬剤情報、
健診情報を医師等と共有できるようになります。

裏面も見てね

利用のために準備が必要です

1 マイナンバーカードを持っていますか？

マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

マイナンバーカード総合サイト
から手書き用交付申請書と封筒
がダウンロードできます！

QRコード付き交付申請書
をお持ちの方はオンライン
申請がおすすめ！

＜郵送申請の手順＞

- 1 交付申請書に必要事項を記入
- 2 6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 封筒に入れて郵送し、申請完了

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、リンク先のサイトでメールアドレスを登録
- 3 届いたメールに従って申請手続を進めて、申請完了

お持ちのパソコンや、
証明写真機でも申請できます

マイナンバーカード 申請 検索

マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です

A 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

A 医療券・調剤券として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などのプライバシーの高い情報がカードのICチップに入ることはできません。落したり、失くしたりの場合には、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。
(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

2 利用申し込みは行いましたか？

マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等で申し込みできます。

＜マイナポータルからの申し込み手順＞

- 1 「マイナポータル」を起動する
- 2 「（利用を）申し込み」を押す
- 3 利用規約を確認して、同意する
- 4 マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了

マイナポータルで
簡単に利用申し込みできます

マイナポータル 検索

※利用開始は令和6年3月です。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

令和4年度の福祉事務所向けの主な周知実績を以下に整理しました。

福祉事務所向けの主な周知実績

主な周知内容

令和4年7月	技術解説書公開	周知ポイント。 … 次頁以降で詳細説明。
	第1回説明会動画公開	
	第1回説明会後アンケート	
令和4年8月	第2回説明会動画公開	1 福祉事務所の意見を踏まえた 第2回説明会の実施
	第2回説明会後アンケート	2 福祉事務所からの問合せに対する 回答の共有
令和4年9月	お問合せ・アンケートへの回答一覧公開	
令和4年10月	外部インターフェイス仕様書（暫定版）公開	
	外部インターフェイス仕様書（暫定版）へのご意見収集	
令和4年11月	ネットワーク接続方式及びネットワーク回線事業者一覧公開	
令和4年12月	外部インターフェイス仕様書（確定版）公開	
令和5年1月	資格情報等の登録に向けた準備に関する周知資料公開	3 資格情報等の登録準備（データク レンジング）の働きかけ
	福祉事務所向けリーフレット（マイナンバーカードの取得促進・初回登録 等）公開	5 福祉事務所向けリーフレット
	健診情報の登録に係る周知資料公開	4 健診情報の登録に係る周知
令和5年2-3月	福祉事務所向けリーフレット（各種フラグの設定 等）	5 福祉事務所向けリーフレット

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

1

福祉事務所の意見を踏まえた第2回説明会の実施

背景

- ・ 第1回説明会動画の公開後に、説明会の内容に関する意見を収集するため福祉事務所向けのアンケートを実施した。
- ・ その中で、福祉事務所において新規導入が必要となる統合専用端末/自治体への補助金の内容に関する質問を多数受領した。

対応

- ・ 第2回説明会動画を公開することとし、その中で統合専用端末の必要性を再度説明し、端末の要件（メモリ/OS等）等も説明した。また、厚生労働省から補助金の考え方（補助の対象等）の詳細を説明した。
- ・ 第2回説明会動画の公開後、第1回と同様に福祉事務所からアンケートを受領した。※関連事項を下記②の通り。

2

福祉事務所からの問合せに対する回答の共有

背景

- ・ 第1回説明会、第2回説明会動画の公開後、アンケート及び問合せで福祉事務所から多数の問合せが寄せられた。
- ・ 問合せには、複数の福祉事務所から共通的な内容のものが多く見受けられた。

対応

- ・ 第1回説明会、第2回説明会動画の公開後、アンケート及び問合せで受領した質問のうち、多くの福祉事務所から寄せられた共通性の高い問合せ等を一覧化して、福祉事務所向けポータルサイトで公開した。
- ・ 全ての福祉事務所に関するものを一覧化して、福祉事務所向けポータルサイトで公開した。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

3

資格情報等の登録準備（データクレンジング）の働きかけ

背景

- ・ 第1回説明会の中で、資格情報が誤った個人に紐付き他人の情報が閲覧できてしまうリスクを回避するために、福祉事務所における受給者番号の固定化に係る対応を徹底する必要がある旨を説明した。
- ・ 一方で、説明会の動画では伝えられる情報量に限界がある中、データクレンジングは非常に重要な事項であるため、通知等による詳細な周知が必要との意見があった。

対応

- ・ 自治体に向けて、データクレンジングの観点（受給者番号の固定化、資格情報↔医療券/調剤券情報間の整合性の確保等）を纏めた通知を発出し、詳細な内容の周知と対応の徹底を求めた。
- ・ ※ 資格情報等の登録準備（データクレンジング）は、下記の通り今後も段階的に周知を行う予定。
 - 1.福祉事務所向けデータ整備に関する周知（令和5年1月）⇒資格情報等の登録準備の全体像、個別の対応を整理。
 - 2.データ登録における誤入力の例（令和5年2月）⇒データ項目レベルの設定誤り事例を整理。
 - 3.チェックツール/チェックツール利用方法（令和5年4月）⇒インターフェイスファイルの作成に係るチェックで利用。

4

健診情報の登録に係る周知

背景

- ・ 健康増進法に基づく健診情報は、福祉事務所システムから特定健診等データ収集システムへ登録される。このため、医療保険者等向け中間サーバー等とは異なる仕様書に基づき改修を進める必要がある。
- ・ また、健康増進法に基づく健診は、特定健診の項目等と同様であるため、医療保険者が行う特定健診データの登録手順（仕様書等も含む）を参考にして、福祉事務所において健診データの登録を行う必要がある。
- ・ なお、医療保険者が利用する仕様書等は、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに併せて更新される見込みであるため、上記の更新内容が確定次第、福祉事務所におけるシステム改修を進める段取りとする。

対応

- ・ 上記の背景及び福祉事務所における対応事項を整理した周知資料を2023/1に公開した。
- ・ 健診情報の登録に係る福祉事務所の対応については、下記の通り今後も段階的に周知を行う。
 - 1.健診情報の登録に係る周知資料（第1版）（令和5年1月）⇒健診情報登録の全体像、福祉事務所の対応を整理。
 - 2.健診情報の登録に係る周知資料（第2版）（令和5年3~4月）⇒インターフェイスファイル作成に係る資料を整理。
 - 3.第3版以降の更新（令和5年4月～）⇒テスト内容等の詳細が固まり次第適宜更新して周知資料を公開。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

5

資格情報等の登録準備（データクレンジング）の働きかけ

背景

- ・ 福祉事務所のシステム改修/運用等に必要な資料は福祉事務所ポータルサイトにて公開を進めている。
- ・ 今後、運用開始を迎えるにあたって被保護者の医療扶助のオンライン資格確認の理解を促進し、マイナンバーカードの取得及び初回利用登録を進める必要がある。
- ・ 上記の対応にあたって、福祉事務所職員から被保護者への段階的な働きかけが必要である。

対応

- ・ マイナンバーカードの取得/利用申込みに係るリーフレットは公開済みである。
- ・ 福祉事務所向けリーフレットの公開については、下記の通り今後も段階的に周知を行う。
 - 1.リーフレット（マイナンバーカードの取得/利用申込み等）（令和5年1月）
 - 2.不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグに関する福祉事務所向け周知資料（令和5年3月～4月）
 - 3.リーフレット（不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグ）（令和5年3月～4月）
 - 4.リーフレット（資格確認実績ログ/マイナポータルの利用方法）（令和5年12月）

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.1. 医療機関・薬局向け周知広報の対応ステップ

医療機関・薬局システムベンダの対応負荷を軽減するため、事前に医療機関・薬局システムベンダの団体（■）と技術解説書の記載内容の摺合せを実施しました。また、医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会は、訪問業態等のオンライン資格確認と合同で開催することで、関係者の負荷軽減を図りました。なお、合同開催については、個別開催より参加者を増加させることも意図しました。

医療機関・薬局向け周知広報の対応ステップ

① 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

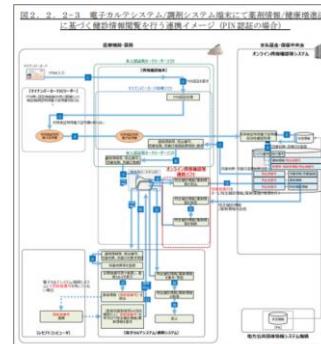
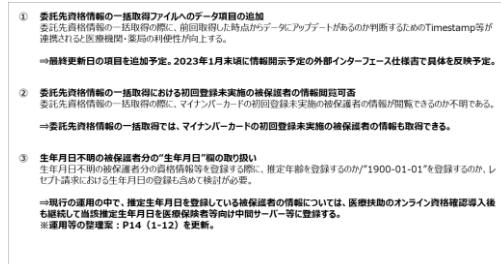
- 医療機関・薬局システムベンダ向けの技術解説書の作成にあたって、事前に医療機関・薬局システムベンダの団体に記載内容の事前説明等を行いました。
- また、上記と並行して貴省内の他部局との調整も実施しました。

② 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

- 医療機関・薬局システムにおける改修内容を整理した技術解説書を作成しました。
- また、医療機関・薬局における対応事項を整理した手引き（案）を作成しました。
- 上記の資料等について、オンラインで説明会を開催しました。なお、説明会は訪問業態等のオンライン資格確認の説明会と合同で開催しました。

③ 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

- 説明会で利用した資料を医療機関等ONSに公開しました。また、変更が生じた資料は適宜掲載資料の更新を行いました。
- 医療機関等ONSでシステムベンダから問合せがあった際は、弊社で回答文案を作成しました。



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

■との事前調整では、技術解説書・別紙のドラフトを説明しました。特に、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能である、未委託時の資格確認・資格情報の一括取得機能の導入背景・仕組みを説明し、システムベンダの不明点の漬しこみを意図しました。

事前調整時の質疑・対応方針

① 委託先資格情報の一括取得ファイルへのデータ項目の追加

委託先資格情報の一括取得の際に、前回取得した時点からデータにアップデートがあるのか判断するためのTimestamp等が連携されると医療機関・薬局の利便性が向上する。

⇒最終更新日の項目を追加予定。2023年1月末頃に情報開示予定の外部インターフェース仕様書で具体を反映予定。

② 委託先資格情報の一括取得における初回登録未実施の被保護者情報閲覧可否

委託先資格情報の一括取得の際に、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保護者情報が閲覧できるのか不明である。

⇒委託先資格情報の一括取得では、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保護者情報も取得できる。

③ 生年月日不明の被保護者分の“生年月日”欄の取り扱い

生年月日不明の被保護者分の資格情報等を登録する際に、推定年齢を登録するのか/“1900-01-01”を登録するのか、レセプト請求における生年月日の登録も含めて検討が必要。

⇒現行の運用の中で、推定生年月日を登録している被保護者の情報については、医療扶助のオンライン資格確認導入後も継続して当該推定生年月日を医療保険者等向け中間サーバー等に登録する。

※運用等の整理案：P14（1-12）を更新。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

前頁の続き。

事前調整時の質疑・対応方針

＜その他、技術解説書の記載内容等へのコメント＞

- ・ 技術解説書（P26）：既に照会番号を設定している場合は、医療保険 → 医療扶助間で資格が異動しても、オン資システム内で自動で紐付されるため、再度照会番号を設定する必要はない。また、被保険者番号等 + 受給者番号等の両方の登録が必要になると誤解される可能性がある。
⇒「※受給者番号“も”」→「※受給者番号“を”」に修正
- ・ 技術解説書（P28）：薬剤情報等をオン資システムに要求する際のキー情報は受給者番号だけではないはず。全て記載してくれると認識誤りが低減されると思う。
⇒「受給者番号等」→「公費負担者番号・受給者番号」に修正
- ・ 運用等の整理案（P10）：オン資の枠組みの中で、医療機関等システムで許容されている文字コードはShift JIS + UTF-8であるため、その内容を明記してほしい。P10の内容が福祉事務所向けであることは理解した。
⇒上記の内容を運用等の整理案に追記する。※運用等の整理案：P18（3-10）に追記
- ・ 未来月の医療券/調剤券情報も登録される認識だが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、照会日時点で**有効**な医療券/調剤券情報のみ返却される認識で齟齬ないか。
⇒有効の定義：照会日が有効開始年月日・有効終了年月日間に含まれる。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

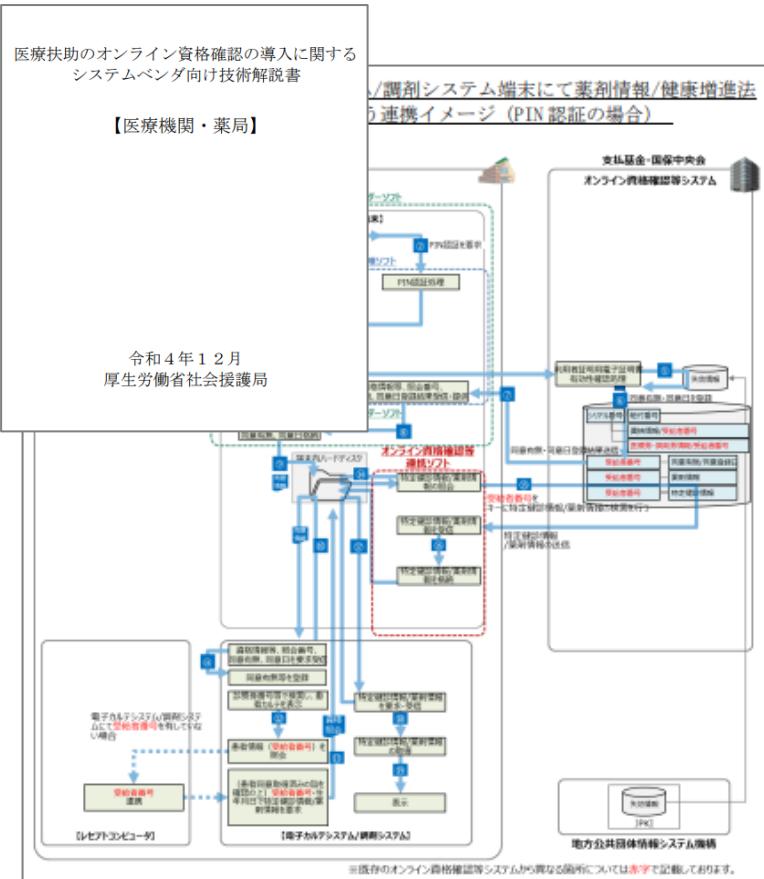
②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

医療機関・薬局システムの改修で必要な対応事項を整理した「医療機関・薬局システムベンダ向け技術解説書」を作成しました。また、技術解説書の本紙だけでは整理できないイメージ図等を別紙として作成し、医療機関・薬局システムベンダの理解の醸成を意図しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け技術解説書の作成

技術解説書の本紙



技術解説書の別紙

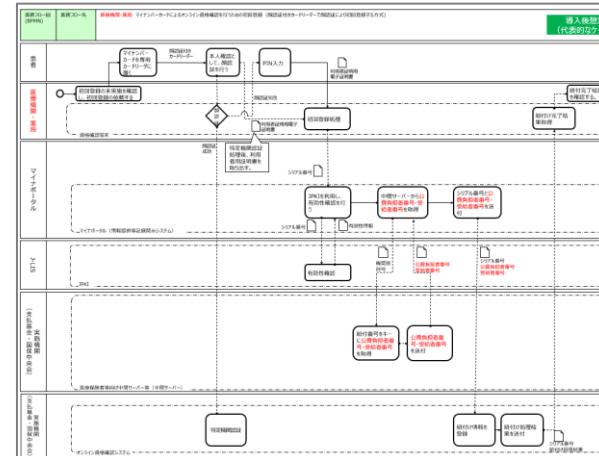
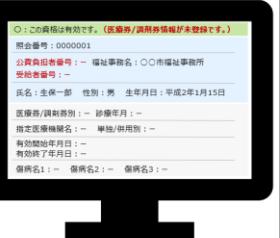
医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (3) 項目番号3-4: 未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧 (2/4)

医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージ文を表示する機能及び受給者番号を非表示とする機能については、実装必須の機能とする。

未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ (A)



未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ (B)



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

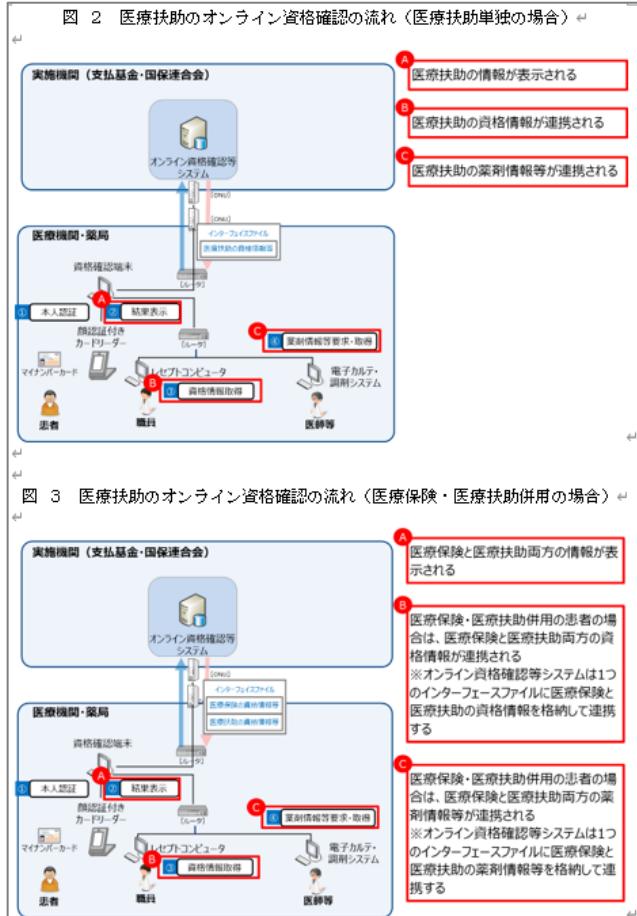
②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

技術解説書の別紙として、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能の説明を抽出した「差分」資料を作成することで、医療保険のオンライン資格確認との違いを把握しやすくなるように配慮しました。

「差分」資料

差分のイメージ図



差分の対応表

表1 医療保険のオンライン資格確認と医療扶助のオンライン資格確認の差分表(機能)

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		医療保険	医療扶助	
マイナンバーカード	同様 ^① 登録 ^②	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、同意登録、資格情報の取得を行います。 ※また、資格情報の取得の際には別途情報の要求は行わず、自動で取得可能となります。	医療保険と同様。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。 また、医療保険・医療扶助併用の場合、医療保険・医療扶助両方の資格情報を取得可能となります。	2.2.1 ^① ②
	資格確認 ^③			
健康保険証		健康保険証の被保険者証記号・番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。	医療券/調剤券の受給者番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。	2.2.1 ^① ②
事前確認における括り照会 ^④		医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の被保険者証記号・番号等で一括照会します。 (薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可)	医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の受給者番号等で一括照会します。 (薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可)	2.2.1 ^①
GIA機能)委託先資格情報の一括取得 ^⑤			医療機関コード等を利用してレセプトコンピュータ等から自機関が委託先医療機関・薬局として登録された医療券/調剤券情報(資格情報を含む)を一括で取得します。	2.2.1 ^①
薬剤情報、特定健診等情報の閲覧 ^⑥	同意 ^⑦ 登録 ^⑧	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得します。 (上記資格確認と同様)	医療保険と同様。	2.2.2 ^①

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

貴省の保険局で検討されている訪問業態等のオンライン資格確認と合同で医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会を開催しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催形態

概要	<ul style="list-style-type: none">医療扶助のオンライン資格確認の概要技術解説書に係る説明お問合せ方法のご案内
対象者	<ul style="list-style-type: none">医療機関等システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">第1回目：2022年12月
会場	<ul style="list-style-type: none">弊社会議室
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催（開催方法）Youtube配信
資料・記録等の掲載	<ul style="list-style-type: none">説明会の様子は映像にて記録を行い、資料とともに医療機関等ONSに掲載した。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

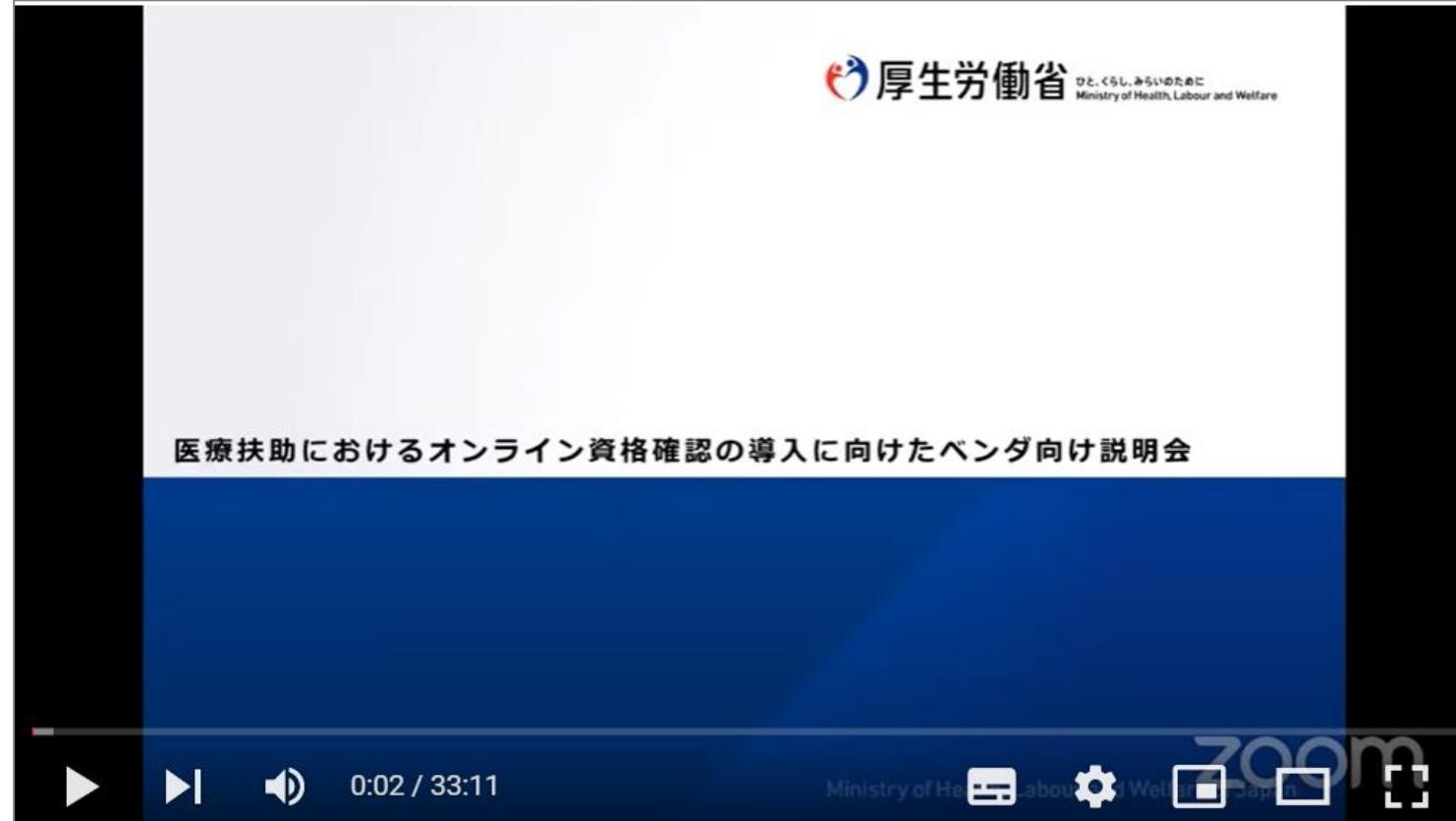
①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

前頁の続き。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の動画



<https://www.youtube.com/watch?v=yi6qlqxUZw8>

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

医療機関・薬局システムベンダ向けの技術解説書及びその別紙は、医療機関・薬局システムベンダが参加する医療機関等ONS（Webサイト）に掲載しました。支払基金等との調整で更新があった場合は、資料を更新し、適宜最新版の資料を医療機関等ONSに掲載しました。

医療機関等ONS

医療機関等ONS

お知らせ Q&A お問合せ 障害報告 お問合せ・障害報告確認 使い方

医療機関・薬局システムベンダ様へ

本サイトは、医療機関・薬局システムベンダー様向けにオンライン資格確認等システムの導入に係る情報提供するごとを目的としたサイトです。本サイトは外部公開を目的としたサイトではありません。無断でのURLの転用はご遠慮ください。

キーワード検索



お知らせ

社会保険診療報酬支払基金及び関係機関からのお知らせ・連絡事項等が表示されます。



Q&A

オンライン資格確認等システムの導入に関して頂いたご質問をQ&A形式で確認することができます。



お問い合わせ

サービスデスクにお問合せいただけます。



お問い合わせ状況確認

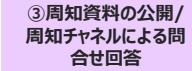
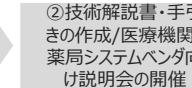
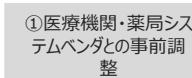
サービスデスクにお問い合わせ頂いた案件の状況を確認いただけます。

お知らせ	Q&A	依頼中アンケート
【連絡】配信アプリケーションの配信再開について I_お知らせ・3日前	顔認証付きカードリーダーアプリケーションがアップデートされません。対応方法を教えてください。 F_その他・22日前	回答できるサーベイはありません
【お知らせ】令和3年4月1日（木）の医療機関ベンダー向け説明会の資料掲載、および問合せ方法について I_お知らせ・7日前	配信アプリケーションのダウンロードページを教えてください。 F_その他・22日前	
【連絡】Windows Updateの誤開放について		

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答



医療機関等ONSで受領した問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせ

新規問い合わせ

システムに接続できない・エラーが表示された等の問い合わせはこちら

・本問合せフォームは、オンライン販賣機認証システムの導入に係るお問合せについて受け付けております。

・回答ごとに特典を貰うことができるのですが、手元に了承下さい。また、個人情報の機密性の高い情報は記載しないよう、お察い頂きます。

・お問合せは、一つの内容につき、1回までお問い合わせします。

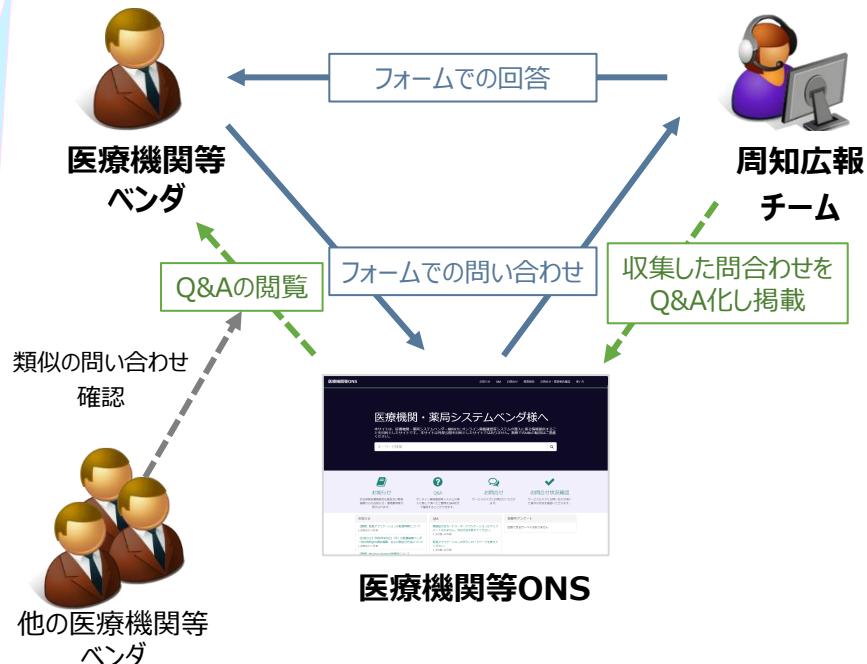
＊カタログ
-なし-
＊タイトル
＊問合せ内容

既存のお問合せ
追加しました。

既存のお問合せのカテゴリに、本事業に係るカテゴリを追加しました。

■ Q&Aの閲覧

QA検索の際は、フィルター掛けやカテゴリ分類が可能であり、オンライン資格確認事業に係る他事業におけるQAがある状況でも、容易に本事業に係るQAが検索できます。



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの対応

本業務の開始時は医療機関・薬局向けの周知を令和4年度から開始する方針であったものの、医療関係団体（三師会）及び医療機関・薬局システムベンダーへのヒアリング結果も踏まえ、令和5年6月から周知を開始する周知計画に変更しました。

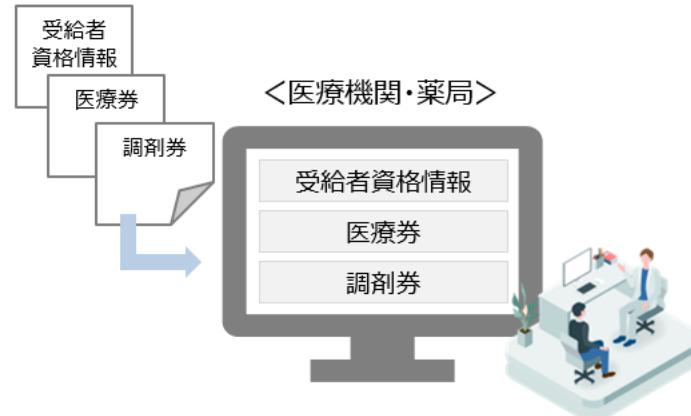
そのため、医療機関・薬局向けの周知は最低限にとどめる対応としました。以下の通り、貴省HPに医療扶助のオンライン資格確認の開始予定を掲載することとしています。

医療扶助のオンライン資格確認の開始連絡

オンライン資格確認等システムにおいて、令和6年3月より **生活保護受給者の資格情報の確認がオンラインで可能となります**

医療機関・薬局において、

- 医療保険のオンライン資格確認の仕組み（機器やネットワーク回線）を活用し、生活保護受給者の資格情報および医療券・調剤券情報をオンラインで確認出来るようになります。
- 生活保護受給者の同意のもと、併せて診療/薬剤情報・健診等情報が閲覧可能になります。



※生活保護受給者のオンライン資格確認の導入にあたり、オンライン資格に対応しているレセプトコンピュータ等に対し、一部改修が必要となります。改修については、システム事業者にお問い合わせください。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの対応

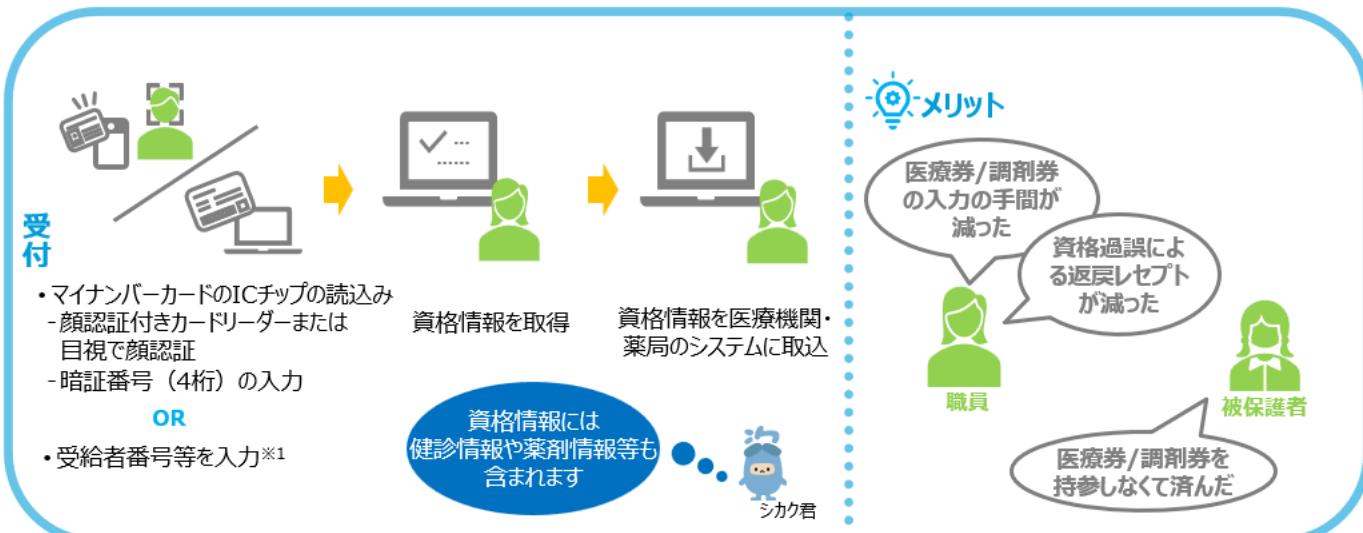
本業務の成果物となっている医療機関・薬局向けの手引き（案）を作成しました。この資料については、令和5年度以降の医療機関・薬局向けの周知が開始した後医療機関等ポータルサイト等に掲載を予定する予定です。

医療機関・薬局向けの手引き（案）

医療機関・薬局で変わること①

Image

- 被保護者の資格情報等をオンラインで確認することにより、医療機関・薬局の窓口で**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 福祉事務所から委託を受けている被保護者かどうかを即時に確認することが可能となり、**レセプト返戻が減ります**。また、**窓口の入力の手間も減ります**。
- 医療機関・薬局においては、**被保護者の同意のもと、健診情報や薬剤情報等が閲覧可能になります。**



※1 受給者番号等にて資格確認を行う場合には、前回提示した医療券/調剤券が引き続き有効かどうかを確認する。有効な場合には、資格確認端末/レセプトコンピュータに格納されている前回提示した医療券/調剤券情報を利用し、有効ではない場合には、資格確認システムから新たな資格情報を取得する。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

令和4年度の医療機関・薬局（システムベンダ含む）向けの主な周知実績を以下に整理しました。

医療機関等向け周知

主な周知内容

周知ポイント。

… 次頁以降で詳細説明。

令和4年10月	技術解説書に関する意見共有会の実施	1	技術解説書公開に向けた下準備
令和4年10月	外部インターフェイス仕様書（暫定版）公開		
令和4年12月	技術解説書公開		
令和4年12月	説明会事前アンケートの実施		
令和4年12月	説明会開催	2	医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催
令和5年1月	説明会アーカイブ動画公開		
令和5年2月	外部インターフェイス仕様書（確定版）公開		
令和5年3月～4月	医療扶助のオンライン資格確認の運用開始時期公開（厚生労働省HP）		
令和5年度以降	医療機関等への周知開始	3	医療機関等への周知開始時期の検討

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

1

技術解説書公開に向けた下準備

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認は、基本的に医療保険のオンライン資格確認で実現できている機能を、医療扶助においても拡張するものであるため、既存の医療保険のオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
- 一方で、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能（未委託の情報の資格確認/委託先資格情報の一括照会等）も存在する。

対応

- 医療機関・薬局システムのパッケージソフト改修に係る技術解説書の案を作成し、その資料の内容について医療機関等ベンダと意見交換を行った上で、聴取した意見を技術解説書へ反映し、医療機関等ONS（医療機関等ベンダ向けのポータルサイト）に公開した。

2

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

背景

- 医療機関・薬局システムベンダ向けに、医療扶助のオンライン資格確認の説明会の開催を検討している中で、保険局において訪問業態等のオンライン資格確認の説明会も同時期の開催が検討されていた。

対応

- 医療機関等ベンダにとって説明会参加のメリットとなるよう、訪問業態等と医療扶助のオンライン資格確認に関する説明会を合同で開催し、1回の説明会で訪問業態等及び医療扶助双方の情報が確認できる形式とした。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

3

医療機関等への周知開始時期の検討

背景

- ・オンライン資格確認の導入義務化に向けた取組が最優先で進められているところであり、厚生労働省としては、オンライン資格確認の導入義務化を優先する。
- ・一方で、医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたっては、医療機関・薬局、及びベンダにおいて、十分な対応期間が確保できるように、周知の開始時期を調整する必要がある。

対応

- ・令和5年度から医療機関・薬局向けの周知を行う予定である。
- ・なお、医療機関・薬局ベンダとも、パッケージ適用負荷等を低減する施策を継続して検討している。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.1. 引継書の作成

本業務の成果物一式を令和5年度の業務受託者に引継ぎため、本業務の成果物を纏めた「引継書」を作成しました。

引継書

令和5年3月22日

「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」に係る引継書

「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」において実施した作業について、令和5年度以降への引継ぎ内容を以下にご報告します。

1. 作業内容及び作業結果等
※令和4年度報告書をご確認ください

2. 引継事項

① 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報実績
— 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報実績について引継ぎを行います。

② 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報における課題検討結果
— 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報における課題検討結果について引継ぎを行います。

3. 引継方法
本事業の後継となる事業は、令和5年度に実施される「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式」と認識しています。令和5年度の事業者への引継ぎは、本事業の最終報告会を引継ぎ会の代替とさせていただきます。

引継会（本事業の最終報告会）日程
令和5年3月22日（水）

内容
本契約期間中に行った業務の検討内容や決定事項、次年度における主な検討事項等の説明

説明資料
最終報告会資料

参加者
厚生労働省社会保険局：[REDACTED]
令和4年度事業者（アクセンチュア株式会社）：[REDACTED]
令和5年度事業者（アクセンチュア株式会社）：[REDACTED]

以上

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

引継ぎ対象とする成果物の一覧は以下の通りです。

成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20230321
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230131
生保オン資_キックオフミーティング議事録_Ver1.0_20220408
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.1_20221116
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 議事録
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 議事録_Ver1.1
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20230322
福祉事務所向け技術解説書（最終版）_Ver1.6
別紙1_用語集（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙2_オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版） (最終版) _Ver1.5
別紙3_医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムの全体構成図（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙4_データ連携処理フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙5_加入者情報登録インターフェイス項目一覧（医療扶助版）（最終版）_Ver1.3
別紙6_オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
福祉事務所向け手引き_Ver1.5
福祉事務所向けポータルサイト操作マニュアル_Ver1.1

成果物名
データ連携・管理単位_説明会投影資料
ネットワーク接続方式図_説明会投影資料
医療機関コードの10桁化対応_説明会投影資料
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（第2版）案
生保オン資_差分表（案）
福祉事務所向け国民配布用パンフレット（第1.0版）
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料 _Ver0.9（案）
別紙1 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver0.9（案）
別紙2 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ _Ver0.9（案）
医療扶助のオンライン資格確認化に向けた資格情報等の登録準備について
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.0版
オンライン資格確認等システムに係る医療保険と医療扶助の差分_v1.0
医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書_v1.0
オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について (医療扶助版) _v1.0
オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）_v1.1
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入作業の手引き_1.0

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

引継ぎ対象とする成果物の一覧は以下の通りです。

成果物の一覧

成果物名
説明会全体資料
周知計画書_Ver1.0
引継書_Ver1.0
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20230322
開催要綱
議事次第_第1回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 資料
議事次第_第2回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 資料
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
令和4年度報告書_Ver1.0

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「2. 周知広報」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
福祉事務所向け技術解説書（最終版）_Ver1.6
別紙1_用語集（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙2_オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版）（最終版）_Ver1.5
別紙3_医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムの全体構成図（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙4_データ連携処理フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙5_加入者情報登録インターフェイス項目一覧（医療扶助版）（最終版）_Ver1.3
別紙6_オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
福祉事務所向け手引き_Ver1.5
福祉事務所向けポータルサイト操作マニュアル_Ver1.1
データ連携・管理単位_説明会投影資料
ネットワーク接続方式図_説明会投影資料
医療機関コードの10桁化対応_説明会投影資料
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（第2版）案
生保オン資_差分表（案）
福祉事務所向け国民配布用パンフレット（第1.0版）

成果物名
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver0.9（案）
別紙1 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver0.9（案）
別紙2 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ_Ver0.9（案）
医療扶助のオンライン資格確認化に向けた資格情報等の登録準備について
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.0版
オンライン資格確認等システムに係る医療保険と医療扶助の差分_v1.0
医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書_v1.0
オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（医療扶助版）_v1.0
オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）_v1.1
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入作業の手引き_1.0
説明会全体資料
周知計画書_Ver1.0
引継書_Ver1.0

3章：運用課題検討

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.1.1. 運用課題検討の考え方

オンライン資格確認の導入を前提とした運用課題の検討は、検討作業を前半/後半に分割しました。前半部分では技術解説書の作成に資する運用検討、後半部分ではオンライン資格確認導入後の運用整理に資する検討を実施しました。前半部分の検討内容は技術解説書・手引きのインプット、後半部分はオンライン資格確認導入後の運用整理・リーフレットのインプットにしました。

運用課題検討の考え方

運用課題検討の要点

- 医療扶助のオンライン資格確認導入における運用課題の検討にあたっては、**運用課題に対して検討の優先度を付けて**、検討スケジュールに落とし込むことが肝要であり、優先度を付与する際には、**その課題の解決がインプットとなるマイルストン・成果物を考慮することが肝要**。

検討作業の分割（優先順位付け）

- 運用課題検討を「A：技術解説書の作成に資する検討」と「B：オンライン資格確認導入後の運用整理に資する検討」に大別する。

検討事項の整理

A

- 生活保護システム・医療機関等システム等、システムの観点での課題検討を優先する。

B

- 福祉事務所におけるマイナンバーカードを持たない被保護者への対応、医療機関等の窓口における資格確認方法等、**実運用での課題検討を実施する**。

検討内容の反映先（インプット先）

A

- 主に福祉事務所向け・医療機関等システムベンダ向けの技術解説書に検討内容を反映（インプット）する。

B

- 主に周知資料・オンライン資格確認の導入を前提とした運用課題を整理した報告書に検討内容を反映（インプット）する。

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.1.2. 運用課題検討の考え方

運用課題検討にあたっては、本PJT（貴省・弊社）だけでなく、医療扶助のオンライン資格確認の関係者から、幅広く課題及び対応方針への意見を収集し、彼らの意見も踏まえた対応案を策定しました。

また、運用課題検討の検討結果は、本PJT内部向けの資料（主な運用課題の検討経緯を整理することが趣旨）及び外部機関向け資料の2系統で整理しました。

運用課題検討の進め方



3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.1. 検討経緯/検討結果の取り纏め方針

運用検討課題のうち、福祉事務所及び医療機関・薬局に公開するものについては、技術解説書の別紙「オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版）」の中に整理しています。

本章節では、本PJT内部向けの運用課題の検討経緯・検討結果を整理します。

本章節で整理する運用課題

課題の抽出

PJT定例会議



・厚生労働省（ACN含む）

支払基金定例会議



・厚生労働省（ACN含む）
・支払基金（ベンダ含む）

WG



・厚生労働省（ACN含む）
・三師会
・自治体
・支払基金（ベンダ含む）

WO向けポータルサイト



・厚生労働省（ACN含む）
・自治体

各調整先とのQA表



・厚生労働省（ACN含む）
・自治体ベンダ
・支払基金ベンダ
・デジタル庁

対応方針の検討/決定

PJT定例会議



・厚生労働省（ACN含む）

・各チャネルから抽出した課題を整理し、
論点の確認、インプットの共有を行う
・対応方針を検討し、具体的な対応案を決定する
※適宜支払基金定例会議で意見収集を行う

支払基金定例会議



・厚生労働省（ACN含む）
・支払基金（ベンダ含む）

・特に支払基金システムの仕様、医療機関・薬局における運用に影響する課題について、対応方針のディスカッションを行う
・全体で合意が取れたものを対応案として決定する

アウトプット

資料名：オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版）



※福祉事務所、医療機関・薬局向けに公開する資料

資料名：運用課題の検討結果



※本PJT内部で活用する資料

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

本PJT内部向けの運用課題の検討経緯・検討結果の一覧を以下に整理しました。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
大方針として整理したネットワーク方式を採用できない福祉事務所（生活保護システム/レセプト管理システム未導入の福祉事務所）がないか。	<ul style="list-style-type: none">個別ヒアリング対象は生活保護システム側で約4福祉事務所、レセプト管理システム側で13福祉事務所存在する。貴省より受領した資料を活用し、ヒアリング対象の絞り込み、ヒアリング事項の整理を実施。貴省にて自治体への照会を実施いただき、ヒアリング対象とした自治体/福祉事務所は全て生活保護システム/レセプト管理システムを導入していることを確認。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">全ての福祉事務所に対して生活保護システム/レセプト管理システムが導入されていることが確認できたため、福祉事務所向け技術解説書公開前の個別フォローの実施は不要とする。福祉事務所向け技術解説書の公開後、福祉事務所からの問い合わせ内容を確認し、必要に応じて個別フォローを実施する。
福祉事務所→支配基金に送付するデータ項目における、データの型・桁数・長をどのように決めるか。	<ul style="list-style-type: none">生活保護システム標準仕様書の医療券/調剤券の帳票項目と整合性を取りつつ、データ項目の整理を実施。 ※生活保護システムベンダとも継続してやり取りを実施。生活保護システムベンダから医療券/調剤券のデータ定義書を受領し、データの型・桁数・長を整理。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">支配基金ベンダ（■）にデータ項目の整理結果を連携済み。標準仕様書の帳票項目が固まり次第、医療扶助のオンライン資格確認のデータ項目への取り込みを行う。最終的なデータ項目は、外部インターフェース仕様書に沿うこととする。
福祉事務所システム及び医療機関等システム向けの各テストをいつ、どのように実施するか。	<ul style="list-style-type: none">自治体システムベンダ及び支払基金システムベンダより、医療扶助のオンライン資格確認における、各システムのテストスケジュール及びテスト内容の問合せを受領。支払基金及び支払基金システムベンダより、テスト計画書等を受領。各システムベンダの改修期間・負荷等を考慮しつつ、整理したテスト項目・内容を、システム改修期間のスケジュールに取り込み、支払基金側に提示。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">支払基金側からいただいた指摘事項をもとに、テスト実施スケジュールの詳細を決定。マスタスケジュールに反映済み。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
医科・歯科併設の医療機関において、未委託の医療機関として特定されない仕組みをどのように実現するか。	<ul style="list-style-type: none">医療機関等向けの技術解説書において、「マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」に記載されている医療機関コードを、医療機関等の端末に設定するよう周知する。医科・歯科併設の医療機関は例外パターンとし、本件はシステム対応ではなく、運用回避で課題の解消を図る。 ※運用回避案を採用する場合、医療機関は「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」に掲載された医療機関コードで照会要求を行う必要がある。一方で、システム対応できないか、支配基金ベンダ (■) と再度調整し、支配基金側システムで医科・歯科併設の医療機関を特定する仕組みが実現可能と確認済み。 ⇒しかし現状のオンライン資格確認等システムの医療機関マスタでは、医科歯科併設の医療機関を識別することはできず、新たに医科歯科併設医療機関マスタをオンライン資格確認等システムに連携して登録する機能の構築が必要。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">オンライン資格確認等システム上で医科・歯科併設の医療機関マスタを管理することで、左記の課題にはシステムで対応する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
未委託且つ初診の月の医療機関コードによる一括照会において、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報を、どのように被保護者単位で紐付けるか。	<ul style="list-style-type: none">医療機関コードによる一括照会において、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報の紐づけができないのは、未委託且つ初診である場合のみであることを整理。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">医療機関コードの一括照会前に、公費負担者番号・受給者番号を取得できず、照会番号を登録できないパターンは、初診の月、且つ未委託の状態での診察等の例外パターンであるため、システム対応はせず、運用回避（4情報を目検で比較し、医療機関等システムに受給者番号等を取り込む）で解決を図る。決定した方針を支払基金・支払基金ベンダに共有済。 <p>※メモ：一括照会時に返却されるファイル形式はXML形式とし、データ項目は単件照会で連携する項目と同様とする。</p>
福祉事務所から医療保険者等向け中間サーバー等へ資格情報・医療券/調剤券情報等を登録する際、どのようなチェックを行うか。	<ul style="list-style-type: none">QA一覧#81にて支払基金ベンダより医療扶助でどのようなチェックを行うかについて検討が必要である旨受領。必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックは、医療保険者向けの入力チェックと同等の内容で実装いただく。医療扶助のオンライン資格確認で実装いただくチェックを整理し支配基金に連携済み。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">指定医療機関コード⇒医療機関等マスタ（全ての医療機関等が管理されたマスタ（オンライン導入有無を問わない））を突合し、存在しない医療機関コードの登録を検出するチェックの実現方式を■にて検討中。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
福祉事務所から特定健診等データ収集システムに連携する健診情報の項目をどうするか。	<ul style="list-style-type: none">医療扶助の健診項目については、医療保険の特定健診の項目と合わせる前提。一方で、医療扶助の75歳以上については後期高齢者用の独自の質問票（特定健診の質問票と異なるもの）を使用しているため、後期高齢医療制度分の質問票をオンライン化対象に含めるかを検討する必要がある。第4期特定健診実施計画の項目については、保険局・健康局合同の検討会で検討中で、変更があるかどうかも含めて未定であることを保険局から確認。第4期の項目に合わせるか検討を行う必要がある。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">被保護者の健診情報の連携項目として医療保険の特定健診のデータ項目（第4期特定健康診査の健診項目）とする。上記に加え、後期高齢医療制度の質問票のデータ項目も扱うこととする。 ※第4期特定健康診査の健診項目の仕様に応じて、上記の方針に変更が生じる可能性がある。令和4年度にデータ連携部分等のデータ項目に依存しない領域の改修を進め、令和5年度では主にデータ項目部分の改修を進めつつ、健診情報の連携に係る福祉事務所システムの改修内容を最終化する。
「マイナンバーカードの医療券/調剤券利用のための初回登録」に利用する自己情報取得API（特定個人情報番号）をどうするか。	<ul style="list-style-type: none">当初、特定個人情報番号87とは別に医療扶助用に新規の特定個人情報番号を定義する方針としていた。情報化担当参事官室様より、「自己情報取得API（特定個人情報番号87）」のデータ項目説明の記載内容を変更する案を提示いただいた。 ※データ項目説明の変更だけであるため、データ標準レイアウトの「改版」には該当しない。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">対応案は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">初回登録で利用する自己情報取得APIは、「特定個人情報番号87」を利用する。「自己情報取得API（特定個人情報番号87）」のデータ項目説明の記載内容を変更する。上記方針でのデータ標準レイアウトの改版については、令和4年度6月の確定版への反映に向け、情報化担当参事官室様とデジタル庁データ標準レイアウトご担当（■）間で引き続き調整を行う。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグをどのようなロジックで扱うか。	<ul style="list-style-type: none">支払基金様より、現行の医療保険オン資における自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱いをご教示いただき、医療扶助における当該フラグの扱い方針を固める必要がある旨ご指摘。 ※特に初回登録時における不開示該当フラグがたてられていた場合の動きはQA一覧でも検討を依頼されている。As-Is (医療保険オン資) 被保険者証情報の「有効開始年月日」が最新の保険者に設定されているフラグの効力が過去の保険者にも適用される。 ※現在加入している保険者のみで判断可能。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱いについての方針は以下の通り。 <p>(医療扶助単独の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">自己情報提供不可フラグ：医療保険と同様に、最新の福祉事務所の設定値で情報提供可否を判断する。一方で、「最新の福祉事務所」は加入者資格情報の「資格取得年月日」をもとに判断する。不開示該当フラグ：医療保険と同様に、過去いずれかの福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、その他の福祉事務所でも情報提供を制御する。 <p>(医療保険/医療扶助併用の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">自己情報提供不可フラグ：最新の保険者・福祉事務所のどちらか一方でもフラグが設定されている場合、情報を提供しない。不開示該当フラグ：医療保険と同様に、過去いずれかの保険者・福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、その他の保険者・福祉事務所でも情報提供を制御する。 <p>※新しい資格情報が登録されていない（有効な資格情報がない）にも関わらず、資格喪失の処理前後で情報提供可否が異なる状況（次頁を参照）を回避するため、医療保険、医療扶助両方の資格を喪失している場合は、資格情報の「資格喪失年月日」を比較し、「資格喪失年月日」がより新しい制度の資格情報に紐づく自己情報提供不可フラグに基づき情報提供可否を判断する。</p>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
特定健診情報提供に係る本人同意フラグをどのようなロジックで扱うか。	<ul style="list-style-type: none">支払基金様より、福祉事務所が医療保険者等向け中間サーバー等に登録するデータ項目に含まれるため、「特定健診情報提供に係る本人同意フラグ」の運用を早急に検討するよう打診を受けた。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">医療保険と同様の運用とする。 ※保険者→福祉事務所に読み替え ※特定健診情報→健診情報に読み替え <p><フラグ></p> <ul style="list-style-type: none">0 : 同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない →前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る ※市町村国保・後期高齢医療向けの項目であるため、福祉事務所は利用しない。1 : 同意する →前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る2 : 同意しない →前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来ない <p>※被用者保険・医療扶助はデフォルトを「1 : 同意する」とする。</p>
請求前資格確認を実装するか。	<ul style="list-style-type: none">レセプト振替機能の代替案として、別途、請求前資格確認の導入により、レセプト審査・返戻に係る業務負荷の削減を見込む想定であった。支払基金より、請求前資格確認機能について今から登載に向けて動くのは不可能である旨の回答を受領。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">医療機関コードによる一括照会機能により、正しい資格情報を取得できるため、間違った資格情報でのレセプト請求件数は減少すると考えられる。前年度の調査研究結果より、福祉事務所間の返戻パターン（転居に伴う返戻）の1福祉事務所当たりの件数は、多くの福祉事務所では1件/月程度。 ⇒上記及び当該対応により支払基金側の改修費用が膨らむことを考慮し、請求前資格確認機能は導入しない方針とする。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
どのように受給者番号を一意の値とするか。 (1福祉事務所において、過去に利用した受給者番号を再利用させないための処置)。	<ul style="list-style-type: none">支払基金より、1福祉事務所において、過去に利用した受給者番号を再利用させないための処置を講ずるように指摘を受けた。支払基金に照会した対応案の一次回答結果は以下の通り。 ①複合キー（日付等）を利用。 ⇒対応不可。 ②枝番を付与。 ⇒対応可能。 ③受給者番号の桁数を増やす。 ⇒対応可能。 ④受給者番号でアルファベットも入力可能とする。 ⇒対応可能。市町村国保等の被保険者証記号でも、漢字等の実績あり。弊社内の医療機関等現場の有識者への照会結果。 ⇒上記①～④の中で、医療機関等システムへの影響を極小化する対応案は④である想定。 ※理由：既存データのデータ補正が不要。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">受給者番号の固定化について、記録条件仕様の変更による他システムへの影響等を考慮し、現行の受給者番号の桁数及び採番方法を踏襲する。 ※受給者番号：6桁+1桁（検証番号）受給者番号の枯渇の懸念があったものの、自治体システムベンダへの照会結果より、当面の間は枯渇する可能性が低い（論理的に取りうる組合せ数：$10^6 = 100$万通り）。自治体システムベンダへの照会結果は以下の通り。 ※月次のデータ ＜政令市＞ A福祉事務所（被保護者数：約8,600人 新規被保護者数：約65人） ⇒$65 \times 12 = 780$（1年間で新規採番される受給者番号） B福祉事務所（被保護者数：約7,300人 新規被保護者数：約40人） ⇒$40 \times 12 = 480$（1年間で新規採番される受給者番号） ＜中核市、都内特別区＞ C福祉事務所（被保護者数：約12,000人 新規被保護者数：約100人） ⇒$100 \times 12 = 1,200$（1年間で新規採番される受給者番号） D福祉事務所（被保護者数：約9,200人 新規被保護者数：約90人） ⇒$90 \times 12 = 1,080$（1年間で新規採番される受給者番号）

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェックの対象をどうするか。	<ul style="list-style-type: none">「単独/併用の別」のデータ項目は医療券/調剤券情報に設定する。制度上、併用ができない市町村国保・後期高齢者医療保険は、単独/併用を問わず資格重複チェックを行うこととする。被用者保険との併用は、制度上存在するため、資格重複チェックの対象とするか検討が必要。	<p>【検討結果】</p> <p><“単独”/“併用”的基準></p> <ul style="list-style-type: none">「有効開始年月日」の年月が処理年月と一致する医療券/調剤券情報に基づき“単独”等を特定する。「単独/併用の別」が“単独”である場合、“単独”とする。①「単独/併用の別」が“併用”である場合、“併用”とする。②「有効開始年月日」の年月が処理年月と一致する医療券/調剤券情報が複数存在し、且つデータ間で「単独/併用の別」に齟齬がある場合、“単独/併用”とする。③医療券/調剤券情報が1件も登録されていない場合、“未登録”とする。④ <p>※「社会保険状況」は利用しない</p> <p><重複チェックの流れ></p> <ol style="list-style-type: none">医療扶助の制度内で重複チェックを行う。医療扶助 ⇄ 市町村国保/後期高齢保険間で重複チェックを行う。医療扶助が①“単独”又は③“単独/併用”的データ ⇄ 被用者保険間で重複チェックを行う。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
医療保険者等向け中間サーバー等でのデータ管理単位をどうするか。	<ul style="list-style-type: none">支払基金ベンダ「保険者番号と異なるコードで論理区画の単位、収納請求単位、クライアント証明書発行単位となります。保険者コードと保険者番号は1：Nの関係となります。」後期高齢者医療広域連合（札幌市を例に）の場合、保険者コード（札幌市で1つ採番）：保険者番号（札幌市内の区ごとに採番）共済組合（防衛省を例に）の場合、保険者コード（防衛省で1つ採番）：保険者番号（支部ごとに採番）レセプト審査における自治体↔支払基金間の契約形態は、自治体単位（福祉事務所設置自治体）の模様（支払基金の電話より）。運用費の負担・請求単位も保険者コード単位となる。自治体単位でデータ管理単位を変更することも可能だが、一度設定すると変更できないので留意が必要。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">特に、1自治体で複数の福祉事務所を持つ自治体では、現状のシステム構成・データ管理方法に応じて、自治体ごとに医療保険者等向け中間サーバー等でのデータ管理単位を判断できることが望ましい。自治体ごとに、「自治体単位」・「福祉事務所単位」からデータ管理単位を選択する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
自己情報提供不可フラグ、不開示該当フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグについて、福祉事務所で被保護者の本人同意（フラグの設定要否の確認）を取得する際に、同意書等の資料による本人同意の取得、管理を運用上必須とするか。	<ul style="list-style-type: none">保険局に確認したところ、「紙の同意書の取得を規定しているものはない。」とのこと。一方で、一部の保険者では同意書のフォーマットを作成し、それを活用していることも確認できた。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">紙の同意書を必須とした場合、医療扶助のオンライン資格確認の開始までにすべての被保護者に確認する等の対応が必要となる可能性がある。上記の福祉事務所への負荷を考慮して、各フラグの収集方法は福祉事務所ごとの運用に委ねることとする。 ※一方で、厚生労働省からもフラグの収集に係る資料・リーフレットを公開する予定。
検証運用開始タイミングで閲覧できる情報をどうするか。 -医療券/調剤券情報 -薬剤情報・医療費通知情報 -健診情報 また、マイナンバーカードの医療券/調剤券利用の申し込みに係る初回紐付の開始タイミングをどうするか。	<ul style="list-style-type: none">福祉事務所において、受給者番号の固定化対応等が実行された後のデータから閲覧できる仕組みが望ましい。マイナンバーカードの医療券/調剤券利用の申し込みに係る初回紐付の対応に向けて、中間サーバー等では土日に作業を実施後、その週明けから処理が実現可能になる。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">検証運用開始タイミングで閲覧できる情報は以下の通り。 -医療券/調剤券情報：令和5年10月～令和6年2月 ※医療券/調剤券情報は令和5年10月以降のデータから登録する。 -薬剤情報・医療費通知情報：令和6年2月分以降のレセプトに紐づく情報 -健診情報：令和6年度に実施した健診情報から登録/閲覧開始予定2024年2月5日（月）から、マイナンバーカードの医療券/調剤券利用の申し込みに係る初回紐付を開始することとする。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
薬剤情報・健診情報に付帯する資格情報は、医療保険/医療扶助のどちらを表示するか。	<ul style="list-style-type: none">薬剤情報・健診情報には、保険者番号（公費負担者番号）、被保険者記号・番号等（受給者番号）等が含まれる。両方の資格情報を表示する場合、改修範囲が大きくなるため、片方の資格情報のみを返却する方針とする。また、検討にあたっては、マイナポータル・医療機関等の2系統で返却する情報を整理する必要あり。	<p>【検討結果】</p> <p>＜ケース①：医療保険単独の場合（現行）＞</p> <ul style="list-style-type: none">マイナポータル：医療保険の資格情報を表示医療機関：医療保険の資格情報を表示 <p>＜ケース②-1：生活保護単独の場合 – 委託先医療機関等における閲覧の場合(*1)＞</p> <ul style="list-style-type: none">マイナポータル：生活保護の資格情報を表示医療機関：生活保護の資格情報を表示 <p>＜ケース②-2：生活保護単独の場合 – 未委託の医療機関等における閲覧の場合(*1)＞</p> <ul style="list-style-type: none">マイナポータル：生活保護の資格情報を表示医療機関：生活保護の資格情報を表示、但し公費負担者番号/受給者番号は非表示 <p>＜ケース③：医療保険・生活保護併用の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none">マイナポータル：医療保険の資格情報を表示医療機関：医療保険の資格情報を表示 <p>※資格確認時点の最新の資格情報が医療扶助の場合（4月：医療保険の資格取得 → 5月：医療扶助の資格を取得し、併用となる）も、医療保険の資格情報を表示する。</p> <p>*1：委託先医療機関/未委託医療機関の判別方法 照会対象者に紐づく、照会時点で有効な医療券/調剤券の内、委託先医療機関項目に照会元の医療機関CDが登録されている医療券/調剤券が1件でも存在すれば委託先医療機関等と判断。</p>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
システム更改を予定している自治体の取り扱いをどうするか。 ※このような自治体は接続テスト等までに改修が間に合わない可能性がある。	－	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">既にシステム更改等を計画していた自治体については、令和5年度中のオン資導入にも間に合わない可能性を考慮する。自治体の改修スケジュールを確認し、個別フォローする対応を予定。具体的には、新規医療保険者向けのテスト案内と同様の案内を行うこと等を想定。
1福祉事務所で複数の生活保護の公費負担者番号を利用している場合の資格情報・医療券/調剤券情報の登録方法をどうするか。	<ul style="list-style-type: none">1公費負担者番号の中で1被保護者には有効な資格情報を1つしか登録できない。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">複数の公費負担者番号を利用する福祉事務所においては、加入者資格情報・医療券/調剤券情報に最新の公費負担者番号を登録する。具体的には、（例）区費分の公費負担者番号（12000001）→都費分の公費負担者番号（12000010）に変更された際に、最新の公費負担者番号を用いて加入者資格情報・医療券/調剤券情報を更新する運用とする。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
健診情報・医療費通知情報・薬剤情報等の閲覧数をどうするか。 ⇒支払基金システムの要件に関係	－	<p>【検討結果】</p> <p>＜健診情報＞</p> <ul style="list-style-type: none">予想登録データ数、医療機関とマイナポそれぞれの予想閲覧数 ⇒予想登録データ数：160万件/年（対象者：158万人→実績：12万人） ⇒医療機関等の予想閲覧数：4,800万件/年（対象者：160万人×受診回数：月2.5回×12カ月） ⇒マイナポの予想閲覧数：320万件/年（対象者：160万人×確認回数：年2回） <p>＜医療費情報＞</p> <ul style="list-style-type: none">予想登録データ数、マイナポ、e-Taxそれぞれの予想閲覧数 ⇒予想登録データ数：5,400万件/年（対象者：180万人×受診回数：月2.5回×12カ月） ⇒マイナポの予想閲覧数：360万件/年（対象者：180万人×確認回数：年2回） ⇒e-Taxそれぞれの予想閲覧数：医療扶助のオンライン資格確認の導入で影響なし <p>＜薬剤情報・診療情報＞</p> <ul style="list-style-type: none">薬剤・診療情報の予想登録データ数、医療機関とマイナポそれぞれの予想閲覧数 ⇒予想登録データ数：5,400万件/年（対象者：180万人×受診回数：月2.5回×12カ月） ⇒医療機関等の予想閲覧数：5,400万件/年（対象者：180万人×受診回数：月2.5回×12カ月） ⇒マイナポの予想閲覧数：2,160万件/年（対象者：180万人×確認回数：月1回×12カ月）

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
訪問業態のオンライン資格確認における医療扶助の取扱いをどうするか	<ul style="list-style-type: none">訪問業態のオンライン資格確認には以下の2つの実現方式が存在する。<ul style="list-style-type: none">– 居宅同意取得型（訪問業態の医療機関等） ※Webサービス（居宅同意取得用）を構築し、モバイル端末で同意取得を実施。情報取得は資格確認端末の仕組みを利用する。– 資格確認限定型（柔道整復師等） ※オンライン請求回線が無い施設においても、最低限資格情報のみが確認できるように、インターネット回線を用いた簡素な仕組みとしてWebサービス（資格確認限定用）を構築する。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">医療扶助のオンライン資格確認において、令和5年度の導入時点では医療券/調剤券のみがオンライン資格確認の対象であり、柔道整復師等で利用する施術券は対象外としている。上記も考慮して、医療扶助のオンライン資格確認では、左記の居宅同意取得型のみ利用対象とする。また、Webサービスの画面に表示する情報のうち、被保険者証区分に「08：生活保護受給者」を追加し、自己負担額は表示しないこととする。 ※医療扶助の独自要件なし
マイナポータル → PHR事業者へのデータ連携方法をどうするか	<ul style="list-style-type: none">PHR事業者へのデータ連携にあたっては、法律/制度面の手当てが必要となる可能性があるまた、オンライン資格確認等システムにおける改修にも影響があるため、データ連携に係るAPI・連携ファイルについて検討する必要がある。	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">厚生労働省健康局・保険局への確認結果として、PHR事業者へのデータ連携において、法律/制度面の改正は不要である。また、既存のAPIを流用せず、新規APIによるデータ連携とした場合、マイナポータル+オンライン資格確認等システム+PHR事業者システムといったように改修範囲が膨らむため、既存のAPI・インターフェイスファイルを利用して医療扶助分のデータを連携することとする。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.2. 検討経緯/検討結果の一覧

前頁の続き。

検討経緯・検討結果の一覧

検討事項	これまでの対応状況	今後の対応方針/検討結果
医療保険者等向け中間サーバー等における新生児等J-LIS照会の対象に福祉事務所を含めるか。	<ul style="list-style-type: none">新生児等の中間サーバー等で個人番号の真正性を確認できない保険者については、中間サーバー等→J-LISに照会を行うことで、個人番号の真正性を確認する仕組みが実装されている。この仕組みの対象は被用者保険のみであり、自治体のJ-LIS照会で個人番号の真正性を確認できる市町村国保・後期高齢者医療保険は当該機能の対象外となっている。 ※支払基金との会議内容より福祉事務所における個人番号の真正性確認の現状は、自治体ごとに様々であり、厳密に行っている自治体もあれば、緩い運用で問題が起こっている自治体も存在している。個人番号の真正性を確認する機能自体は全ての自治体に実装されている機能である。 ※自治体ベンダへのヒアリングよりまた、新生児等J-LIS照会を福祉事務所向けに実装する場合、システム改修に加えて、制度面の手当ても必要になる可能性がある。 ※総務省の回答より	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none">福祉事務所向けに新生児等J-LIS照会は実装しないこととする。自治体において、個人番号の真正性を確認する業務は、そもそも厳密に行われるべきものであり、医療扶助のオン資導入後も継続して真正性の確認業務を実施する運用とする。一方で、現行緩い運用を行う自治体も存在するため、厚生労働省→自治体に対して、個人番号の真正性を担保するよう改めて通知を出し、運用を徹底させる。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯：医療機関コードによる一括照会

医療機関コードによる一括照会において、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報を、どのように被保護者単位で紐付けるか検討しました。

検討事項・対応方針

検討事項

- 未委託且つ初診の月等の医療機関コードによる一括照会において、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報を、どのように被保護者単位で紐付けるか。

背景/対応方針

＜背景＞

- 医療保険のオンライン資格確認では、被保険者番号等を利用した一括照会時に、照会番号（診察券番号等、医療機関等で患者を一意に識別する番号であり、被保険者番号等をもとにオンライン資格確認等システムに登録）をキーとして、取得した情報とレセプトコンピューター内の患者情報を突合し取り込んでいる。
- 医療扶助においては、公費負担者番号・受給者番号をもとに照会番号を登録し、照会番号をキーに一括取得した医療券/調剤券情報を患者情報の突合ができる。
- 一方で、未委託の医療機関等での初診の月の場合、公費負担者番号・受給者番号を一括照会前に取得できないため、照会番号の登録が行えず、情報を突合するためのキーがない状態になる。

＜対応方針（検討アプローチ）＞

- 医療機関コードの一括照会前に、公費負担者番号・受給者番号を取得できないパターンは、初診の月、且つ未委託の状態での診察等の例外パターンであるため、システム対応はせず、運用回避で解決を図る。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

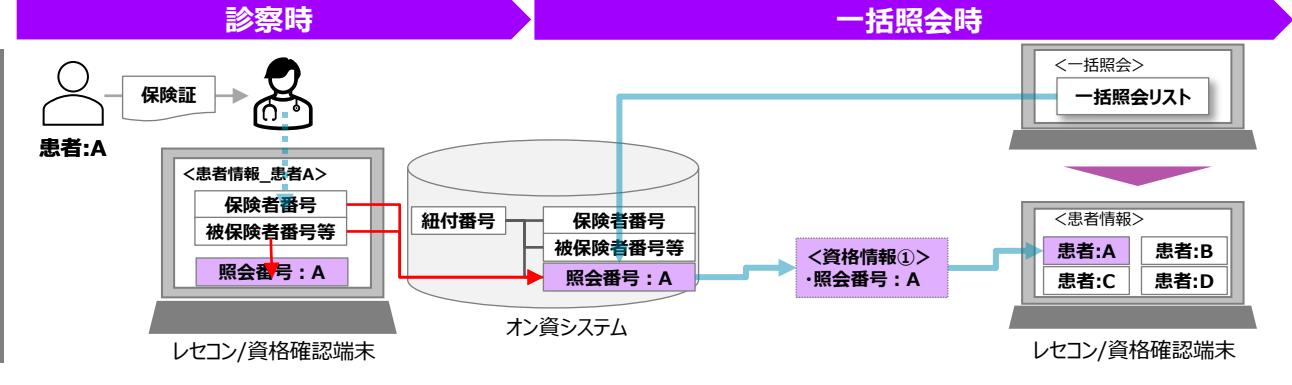
3.2.3. 検討経緯：医療機関コードによる一括照会

初診の月に未委託の状態で来院した被保護者の医療券/調剤券情報を閲覧するために、医療機関コードによる一括照会を実施した場合、照会番号を利用して、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した情報を被保護者単位で紐付けることができない。

概念図（課題の抽出）

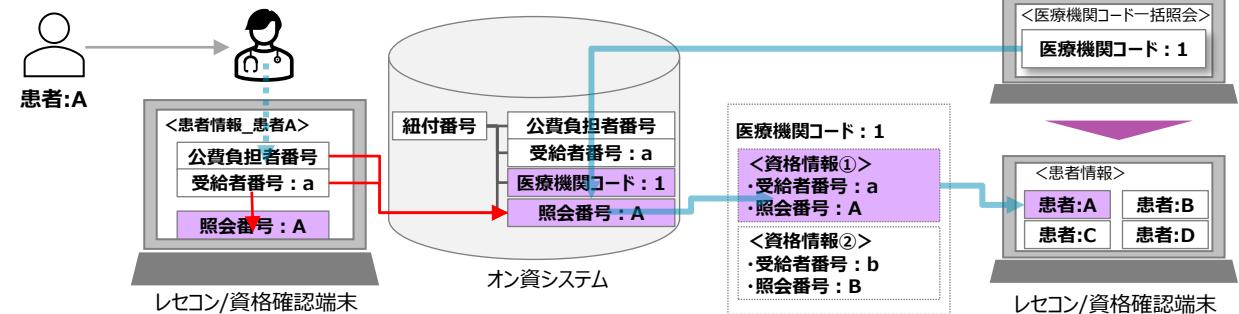
AsIs

医療機関コードによる一括照会の実装において、下敷きにする医療保険の
オン資の仕組み
(被保険者証記号等による一括照会)

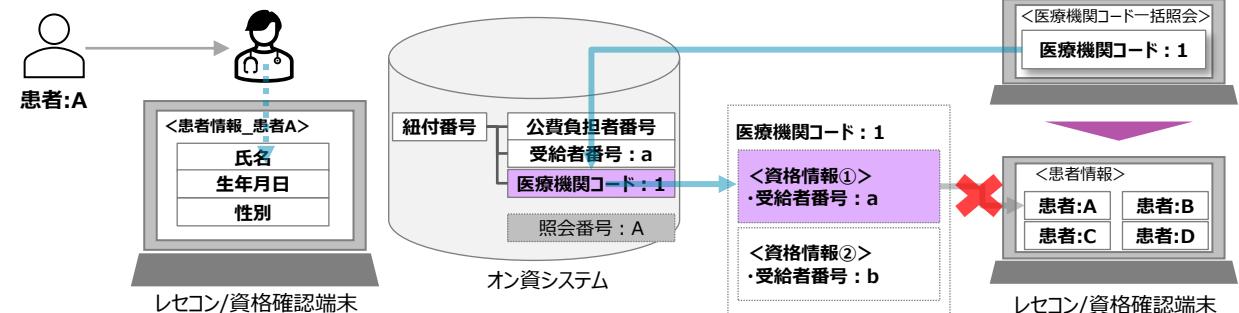


ToBe

〈課題が生じないパターン〉
医療機関コードによる一括照会時点で、受給者番号等を取得済み
(初診以降の月等)



〈課題が生じるパターン〉
医療機関コードによる一括照会時点で、受給者番号等を未取得
(未委託且つ初診の月等)



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯：医療機関コードによる一括照会

診察時に登録した患者情報の氏名・生年月日・性別・住所⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報の氏名・生年月日・性別・住所を見比べ（目検）、診察時に登録した患者情報に対して受給者番号等を取り込む対応案としてはどうか。

課題

- 医療機関コードの一括照会前に、公費負担者番号・受給者番号を取得できない場合、**診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報を、被保護者単位で紐付けできない。**

対応案

- 医療機関コードの一括照会前に、**公費負担者番号・受給者番号を取得できないパターン**は、未委託且つ初診の月での診察等の**例外パターン**であるため、システム対応はせず、運用回避で解決を図る。
- 診察時に登録した患者情報の**氏名・生年月日・性別・住所⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報の氏名・生年月日・性別・住所**を見比べ（目検）、診察時に登録した患者情報に対して受給者番号等を取り込む。
⇒一度公費負担者番号・受給者番号を取得すれば、その後は照会番号によって自動で情報を取り込み可能。

現行の運用とのサービスレベルの比較

- 医療機関コードの一括照会は、現行の連名簿及び医療券/調剤券の事後請求に係る業務を代替する機能。
- 現行も手入力（マニュアル操作）等で連名簿作成及び事後請求を実施しているため、診察時に登録した患者情報⇒一括照会で取得した医療券/調剤券情報を目検で紐づける業務は、**現行からサービスレベルが低下していない**想定。

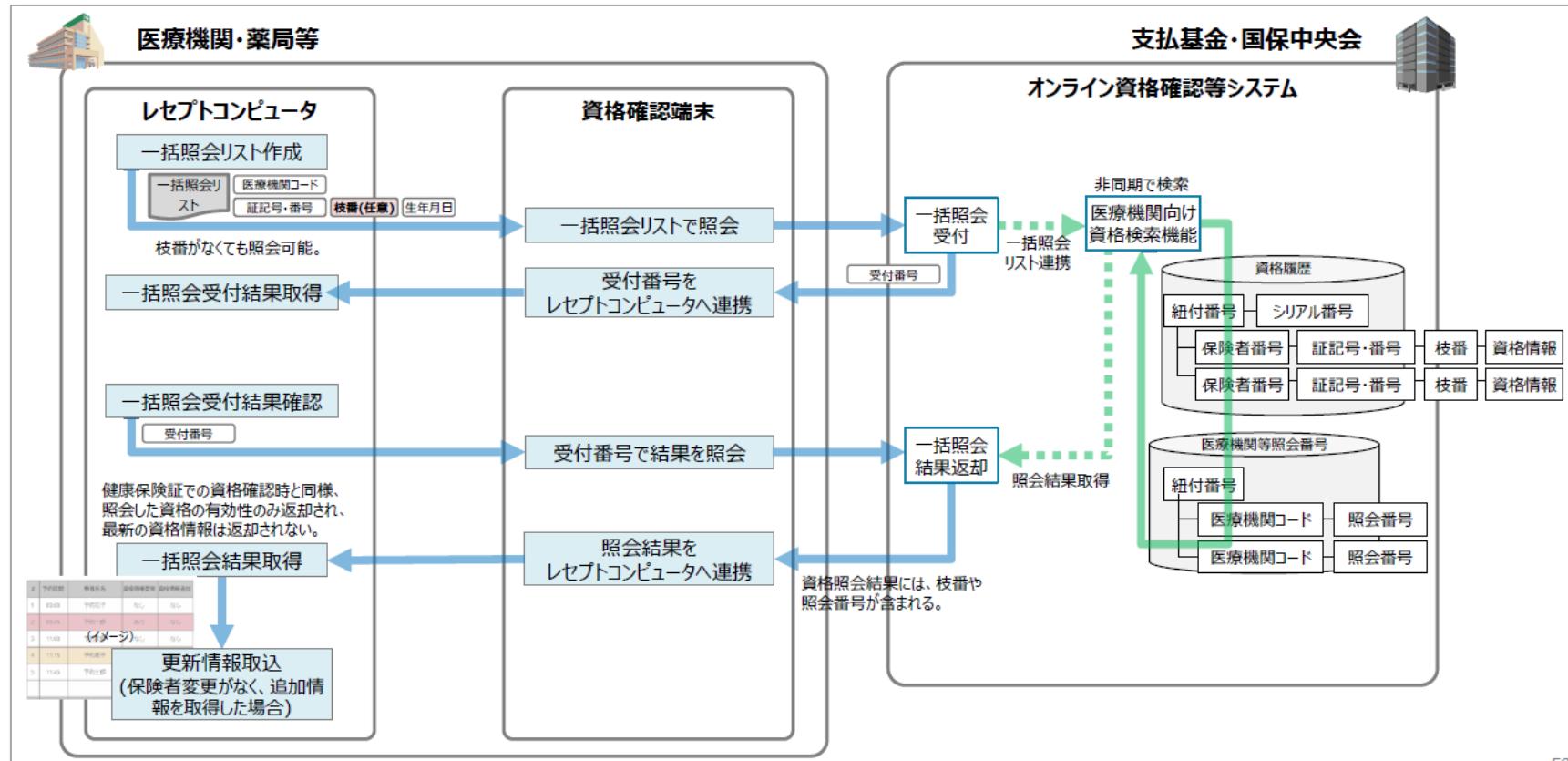
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.3. 検討経緯：医療機関コードによる一括照会

(参考) 医療保険のオンライン資格確認における、被保険者証記号等による一括照会の流れは以下の通りです。

(参考) 医療保険オンライン資本の一括照会



参考：厚生労働省_オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（令和3年4月版）<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000726675.pdf>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前提

- 必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックは、医療保険者向けの入力チェックと同等の内容で実装いただく。

チェックの必要性を判断する上でのKPI

- キー項目の適切性の担保
- キー項目ではないものの
不適切なデータが登録された際に業務への影響が大きいと想定される項目に対する適切性の担保



<キー項目の適切性の担保>

医療扶助におけるキー項目の適切性・整合性チェックは、医療保険で行われているチェックと同等の、必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックを実装いただくことで実現可能。

※医療保険で実施していないチェック（レコード間を跨いだ整合性チェック等）は、医療扶助用に独自改修を行ってまで、実装する必要はないと認識。

<不適切なデータが登録された際に業務への影響が大きいと想定される項目に対する適切性の担保>

医療機関コード（項目名としては指定医療機関コード）が該当する認識も、現行の中間サーバにおいて医療機関コードの存在チェックは実装されていないため、独自改修となる。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

レコード種別コード

レコード種別コード	全体キー項目	キー項目1	キー項目2	キー項目3	キー項目4	キー項目5	キー項目6	キー項目7
SD 加入者基本情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	加入者1件につき、1レコードのため対象外						
IC 情報提供に関する割引情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	加入者1件につき、1レコードのため対象外						
SH 加入者基本情報変更履歴レコード	被保険者枝番又は個人番号	変更年月日						
QD 加入者資格情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者証枝番	資格取得年月日		
II 被保険者証等情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者証枝番	被保険者証区分	被保険者証交付年月日	被保険者証有効開始年月日
EI 高齢受給者証情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者証枝番	高齢受給者証交付年月日	高齢受給者証有効開始年月日	
LI 限度額適用認定証関連情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者証枝番	限度額適用認定証区分	限度額適用認定証交付年月日	限度額適用認定証有効開始年月日
QI 特定疾病療養受療証認定コード	被保険者枝番又は個人番号	保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者証枝番	特定疾病療養受療証認定疾病区分	特定疾病療養受療証交付年月日	特定疾病療養受療証有効開始年月日
ND 加入者削除・個人番号変更情報レコード	被保険者枝番又は個人番号	加入者1件につき、1レコードのため対象外						

- 上記のレコード種別コード（医療保険）において、医療扶助で取りうるレコード種別コードは紫枠部（SD・IC・SH・QD・ND）+医療扶助用に新設する「XX:医療券/調剤券情報レコード」（IIの医療扶助版）
- 医療保険のSD・IC・SH・QD・II・NDのキー項目・医療扶助のSD・IC・SH・QD・XX・NDのキー項目は以下。

<医療保険>

[全体キー項目]

被保険者枝番または個人番号（SD・IC・SH・QD・II・ND）

[キー項目]

変更年月日（SH）

保険者番号（QD・II）

被保険者証記号・番号・枝番（QD・II）

資格取得年月日（QD）

被保険者証区分（II）

被保険者証交付年月日・有効開始年月日（II）

<医療扶助>

[全体キー項目]

受給者番号または個人番号（SD・IC・SH・QD・XX・ND）

[キー項目]

変更年月日（SH）

公費負担者番号（QD・XX）

受給者番号（QD・XX）

資格取得年月日（QD）

被保険者証区分（XX）

有効開始日（XX）

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前項の各キー項目に対し、医療保険オンラインにおいて実装されているチェック・当該チェックの医療扶助の運用開始に向けたToBeは以下の通り。

(外部インターフェイス仕様書 別紙6：異常時対応一覧表参照)

キー項目	医療保険で行われているチェック要件	医療扶助におけるToBe
個人番号	「個人番号」が設定されていること。	「個人番号」が設定されていること。
	「個人番号」には半角数字が設定されていること。	「個人番号」には半角数字が設定されていること。
	「個人番号」が12文字で設定されていること。	「個人番号」が12文字で設定されていること。
	「個人番号」が正しいフォーマットで設定されていること。	「個人番号」が正しいフォーマットで設定されていること。
被保険者枝番 (システム基本 情報部)	「被保険者枝番」が設定されていること。	「受給者番号」が設定されていること。
	「被保険者枝番」には半角数字が設定されていること。	「受給者番号」には半角数字が設定されていること。
	「被保険者枝番」が16文字で設定されていること。	「受給者番号」が7文字で設定されていること。

⇒医療保険で行われているチェックと同等の、必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックを実装いただく。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前頁の続き。

キー項目	医療保険で行われているチェック要件	医療扶助におけるToBe
変更年月日	「変更年月日」が設定されていること。	「変更年月日」が設定されていること。
	「変更年月日」に有効な年月日が設定されていること。	「変更年月日」に有効な年月日が設定されていること。
	同一変更年月日の履歴情報が複数設定されていないこと。	同一変更年月日の履歴情報が複数設定されていないこと。
保険者番号等	保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、資格取得年月日が同一の資格が複数設定されていないこと。	公費負担者番号、受給者番号、資格取得年月日が同一の資格が複数設定されていないこと。
保険者番号	「保険者番号」が設定されていること。	「 公費負担者番号 」が設定されていること。
	「保険者番号」には半角数字が設定されていること。	「 公費負担者番号 」には半角数字が設定されていること。
	「保険者番号」は8文字で設定されていること。	「 公費負担者番号 」は8文字で設定されていること。

⇒医療保険で行われているチェックと同等の、必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックを実装いただく。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前頁の続き。

キー項目	医療保険で行われているチェック要件	医療扶助におけるToBe
被保険者証記号	「被保険者証記号」が20文字以内で設定されていること。	「受給者番号」は7文字で設定されていること。
被保険者証番号	「被保険者番号」が設定されていること。	「受給者番号」が設定されていること。
	「被保険者証番号」が20文字以内で設定されていること。	「受給者番号」が7文字で設定されていること。
被保険者証枝番	「被保険者枝番」が設定されていること。	「受給者番号」が設定されていること。
	「被保険者証枝番」は2文字で設定してください。	「受給者番号」が設定されていること。
	「被保険者証枝番」には半角数字が設定されていること。	－（受給者番号は被保険者証番号に合わせ全半角とする想定）
資格取得年月日	「資格取得年月日」が設定されていること。	「資格取得年月日」が設定されていること。
	「資格取得年月日」に有効な年月日が設定されていること。	「資格取得年月日」に有効な年月日が設定されていること。
	「資格喪失年月日」は「資格取得年月日」以降の年月日が設定されていること。	「資格喪失年月日」は「資格取得年月日」以降の年月日が設定されていること。

⇒医療保険で行われているチェックと同等の、必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックを実装いただく。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前頁の続き。

キー項目	医療保険で行われているチェック要件	医療扶助におけるToBe
被保険者証区分	「被保険者証区分」が設定されていること。	「被保険者証区分」が設定されていること。
	「被保険者証区分」に01~07のいずれかが設定されていること。	「被保険者証区分」に08が設定されていること。
被保険者証交付年月日・有効開始年月日	「被保険者証交付年月日・有効開始年月日」が設定されていること。	「有効開始日」が設定されていること。 ※交付年月日は医療券/調剤券情報に無し。
	「被保険者証交付年月日・有効開始年月日」に有効な年月日が設定されていること。	「有効開始日」に有効な年月日が設定されていること。
	「被保険者証有効終了年月日」は「被保険者証有効開始年月日」以降の年月日が設定されていること。	「有効終了日」は「有効開始日」以降の日が設定されていること。

⇒医療保険で行われているチェックと同等の、必須入力のチェック、データ型・桁数のチェック等、システム上必要なチェックを実装いただく。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.4. 検討経緯：医療扶助独自に導入するチェック項目の検討

前頁の続き。

- 不適切なデータが登録された際に業務への影響が大きいと想定される項目に対する適切性を担保するためのチェックとしては、医療機関コード（項目名としては指定医療機関コード）の存在チェックが該当する認識。
※医療券/調剤券にて設定された医療機関コードを、医療機関等マスタ（全ての医療機関等が管理されたマスタ（オン資導入有無を問わない））と突合し、設定された医療機関等が実際に存在するかを確認するチェックを想定。
※オン資対応医療機関マスタとのチェックは実装しない想定。
(オン資未対応の医療機関に対する医療券/調剤券が登録できない課題が発生するため)。
- 現行の中間サーバにおいて医療機関コードの存在チェックは実装されていないため、独自改修となる。

項目名	医療保険で行われているチェック要件	医療扶助におけるToBe
指定医療機関コード	– (実施されていない)	医療券情報の「指定医療機関コード」に医療機関等マスタに存在する医療機関コードが設定されていること。 調剤券情報の「指定医療機関コード」に医療機関等マスタに存在する医療機関コードが設定されていること。

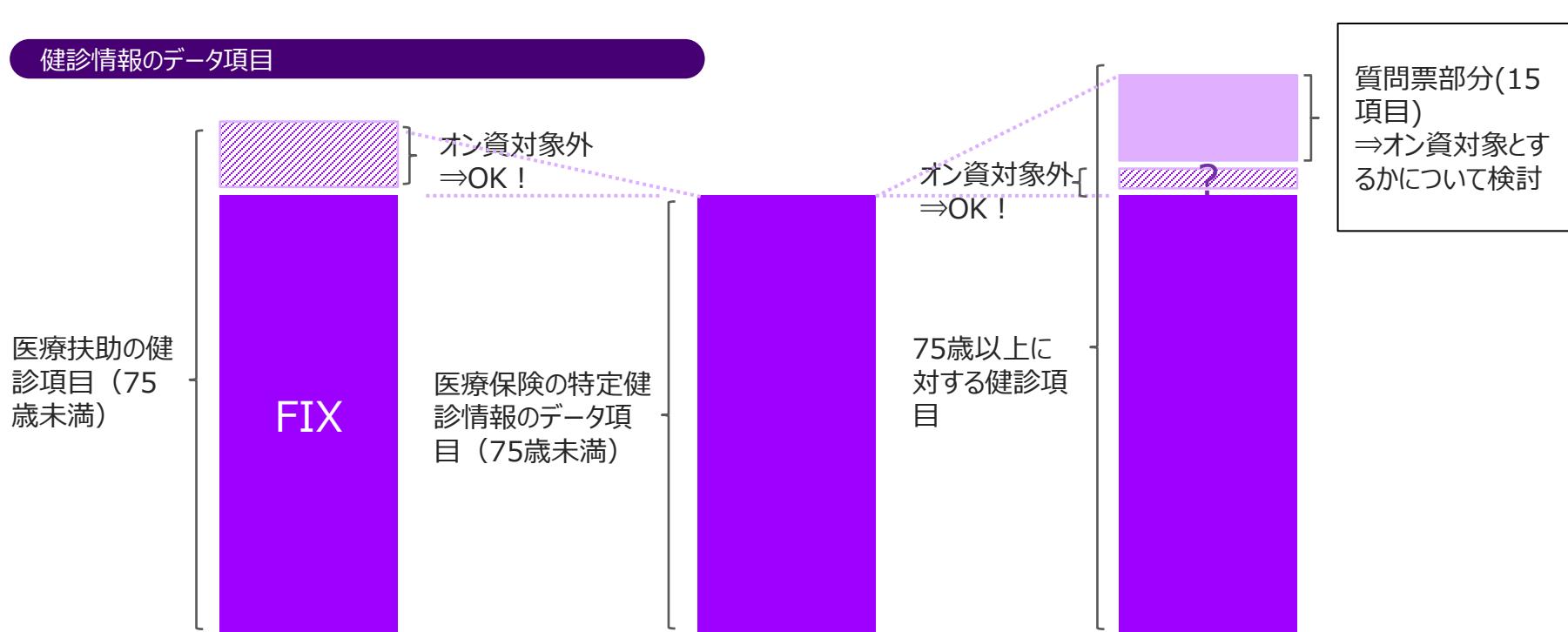
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.5. 検討経緯：医療扶助の健診情報のデータ項目

検討経緯

- 医療扶助のオンライン資格確認において連携する健診情報のデータ項目は、医療保険の特定健診のデータ項目と足並みを揃える前提。
- 一方で、75歳以上の被保護者については、特定健診の質問票ではなく、後期高齢医療制度の質問票を使用することが制度として推奨されているため、後期高齢医療制度の質問票も連携項目に含めることを検討中。
⇒ 見積もりに含め、支払基金から受領した改修費用の規模感等を確認したうえで、最終決定する方針。



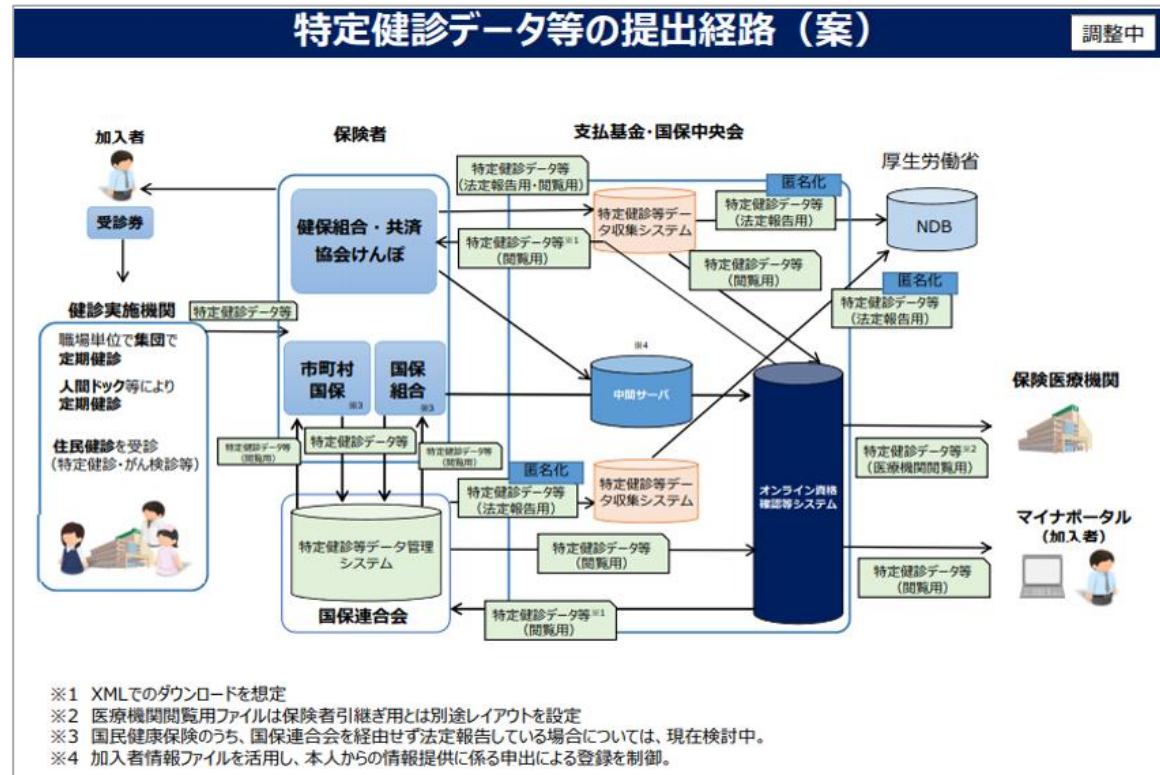
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.5. 検討経緯：医療扶助の健診情報のデータ項目

- 医療扶助の健診情報は特定健診等データ収集システムを経由してオンライン資格確認等システムに連携する前提。
- 一方で、後期高齢者医療制度の健診情報は特定健診等データ管理システムから連携している。
⇒収集システム経由で「特定健診のデータ項目 + 後期高齢医療の質問票」を連携する場合、改修規模が大きくなる可能性がある旨、支払基金側よりご指摘あり。

健診情報の連携経路



参考：厚生労働省_特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧について_ <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000610528.pdf>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.5. 検討経緯：医療扶助の健診情報のデータ項目

(参考) 後期高齢医療制度の質問票

後期高齢者の質問票		
	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われていますか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

参考：厚生労働省_後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について_<https://www.mhlw.go.jp/content/000583196.pdf>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

医療扶助のオンライン資格確認において、自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグをどのように扱うか（どのようなロジックで情報提供可否・制御の判断を行うか）を検討する必要がある。

検討事項・対応方針

検討事項

- 自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグについて、どのようなロジックで情報提供可否・制御の判断を行うか。

＜背景＞

- 医療保険のオンライン資格確認では、自己情報提供不可フラグは最新保険者の設定値で情報提供可否を判断し、不開示該当フラグは過去いずれかの保険者で1つでもフラグが有効な場合、その後も情報提供を制御する仕様となっている。
- 自己情報提供不可フラグにおける「最新の保険者」は、被保険者証情報の「有効開始年月日」「有効終了年月日」をもとに判断している。

＜対応方針＞

（医療扶助単独の場合）

- 自己情報提供不可フラグ：医療保険と同様に、最新の福祉事務所の設定値で情報提供可否を判断する。一方で、「最新の福祉事務所」は加入者資格情報の「資格取得年月日」「資格喪失年月日」をもとに判断する。
- 不開示該当フラグ：医療保険と同様に、過去いずれかの福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、他の福祉事務所でも情報提供を制御する。

（医療保険/医療扶助併用の場合）

- 自己情報提供不可フラグ：最新の保険者・福祉事務所のどちらか一方でもフラグが設定されている場合、情報を提供しない。
- 不開示該当フラグ：医療保険と同様に、過去いずれかの保険者・福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、他の保険者・福祉事務所でも情報提供を制御する。

背景/対応方針

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

(参考) 医療保険オン資におけるAs-Is

1-4. 不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容一覧

課題①～④への対策 (P.7～10) としての不開示該当フラグおよび自己情報提供不可フラグの制御内容は以下の通り。

情報提供元	提供される情報	情報の内容	情報提供先			
			不開示該当フラグ が効力を発揮※する場合	自己情報提供不可フラグ が効力を発揮※する場合	マイナポータル	保険医療機関・保険薬局
中間サービス	やりとり履歴	照会日時、情報照会機関、情報提供機関 等	×	—	○	—
オンライン資格確認等システム	自己情報	保険者番号、保険者名、被保険者証記号番号、有効期限、資格得喪日、給付情報 等	○	—	対策① × 初回紐付も不可	—
オンライン資格確認等システム	マイナポータルでの資格情報閲覧時	氏名、生年月日、性別、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾患療養受療証 等	○	—	×	—
	マイナバーカードを使用したオンライン資格確認時	氏名、生年月日、性別、住所、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾患療養受療証 等	—	○	—	対策② ×
	被保険者証を使用したオンライン資格確認時	同上	—	対策③ ○ 住所・郵便番号は非表示	—	対策③ ○ 住所・郵便番号は非表示
	大規模災害・システム障害時のオンライン資格確認時	同上	—	対策④ ○ 住所・郵便番号は非表示	—	対策④ ○ 住所・郵便番号は非表示
オンライン資格確認等システム	薬剤情報	氏名、生年月日、性別、保険者番号、被保険者番号、診療年月日、医療機関名（マイナポータル上のみ）、薬剤名	○	○	×	対策② ×
	特定健診情報等	資格確認日、医療機関コード、保険者番号、被保険者番号、生年月日 等	○	○	×	×
オンライン資格確認等システム	医療費通知情報	保険者番号、審査年月、被保険者番号、生年月日、診療年月、医療機関コード、医療費総額 等	○	—	×	—

【凡例】 ○ : 提供する、 × : 提供しない、 - : 提供機能なし

※ 各フラグが効力を発揮するパターンについては、次頁を参照。

⇒医療保険では不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグを設定することで、連携・閲覧できるデータの制御を行っている。

参考：厚生労働省_オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（令和3年4月版）_<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000726675.pdf>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

(参考) 医療保険オンラインにおけるAs-Is

制御対象	フラグ	フラグの継続性	設定例（加入者が保険者A→B→Cと異動した場合）															
	自己情報提供不可フラグ	最新の保険者に設定されているフラグの効力が過去の保険者にも適用される。※現在加入している保険者のみで判断可能。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保険者A</th><th>保険者B</th><th>保険者C</th></tr> <tr> <th>フラグ</th><td>無</td><td>有</td><td>無</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>情報提供</th><td>可</td><td>可</td><td>可</td></tr> </tbody> </table>		保険者A	保険者B	保険者C	フラグ	無	有	無	情報提供	可	可	可	保険者Bでフラグを設定していたが、保険者C（最新保険者）でフラグを設定していない場合、全保険者でフラグが効力を発揮しない。		
	保険者A	保険者B	保険者C															
フラグ	無	有	無															
情報提供	可	可	可															
資格情報、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報	不開示該当フラグ	<p>以下の理由から、自己情報の保護を最優先し、過去いずれかの保険者でフラグが1つでも有効な場合、他の保険者においてもフラグの効果を適用する。※</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に資格確認を行う際には、マイナンバーカードを停止し自己情報提供不可フラグを解除した場合であっても、資格確認端末で加入者の住所を確認できてしまう。 ・不開示該当フラグの効力を継続させたとしても、加入者の不便是微少。 <p>（不開示該当フラグの効力は次頁参照）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保険者A</th><th>保険者B</th><th>保険者C</th></tr> <tr> <th>フラグ</th><td>無</td><td>有</td><td>無</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>情報提供</th><td>不可</td><td>不可</td><td>不可</td></tr> </tbody> </table>		保険者A	保険者B	保険者C	フラグ	無	有	無	情報提供	不可	不可	不可	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険・医療扶助併用の被保護者の存在も考慮して、自己情報提供不可フラグの設定及びその制御内容の検討が必要。 <p>が、保険者Bでフラグを設定していた場合、全保険者でフラグが効力を発揮する。</p>		
	保険者A	保険者B	保険者C															
フラグ	無	有	無															
情報提供	不可	不可	不可															
【参考】マイナーポータル	自己情報	自己情報提供不可フラグ	<p>各保険者でのフラグの効力は、設定した保険者のみに適用され、他保険者にフラグの効力が影響することはない。</p> <p>初回登録の場合は、最新の保険者に設定されている自己情報提供不可フラグが採用される。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保険者A</th><th>保険者B</th><th>保険者C</th></tr> <tr> <th>フラグ</th><td>無</td><td>有</td><td>無</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>情報提供</th><td>可</td><td>不可</td><td>可</td></tr> </tbody> </table>		保険者A	保険者B	保険者C	フラグ	無	有	無	情報提供	可	不可	可	<p>保険者Aにてフラグを設定していない場合、保険者Aの情報は提供される。</p> <p>保険者Bにてフラグが設定されている場合、保険者Bの情報は提供されない。</p> <p>保険者Cにてフラグを設定していない場合、保険者Cの情報は提供される。</p>	
	保険者A	保険者B	保険者C															
フラグ	無	有	無															
情報提供	可	不可	可															
	やりとり履歴	不開示該当フラグ																

※過去の保険者にて設定されているフラグを書き換えるわけではなく、システム上でフラグの影響範囲を制御する。

⇒現行、自己情報提供不可フラグは、最新保険者の設定値で情報提供可否を判断し、不開示該当フラグは過去いずれかの保険者で1つでもフラグが有効な場合、他の保険者でも情報開示を制御する仕様となっている。

参考：厚生労働省_オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（令和3年4月版）_<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000726675.pdf>

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

【医療保険単独（AsIs）】

初回登録（87番利用）

自己情報 取得API	紐付番 号	保険者番 号	記号番号枝番	自己情報提供 不可フラグ
	1	C	789	1

結果：回答無し

紐付 番号	保険者 番号	記号番号 枝番	有効開始年 月日	有効終了年月 日	自己情報 提供不可 フラグ
1	A	123	2019/4/1	2020/3/31	0
1	B	456	2020/4/1	2021/3/31	0
1	C	789	2021/4/1		1

- 被保険者証情報の「有効開始年月日」が最新の保険者に設定されているフラグの設定値にて、情報提供可否を判断している。
※現在加入している保険者のみで判断可能。

【医療扶助単独（ToBe）】

初回登録（87番利用）

自己情報 取得API	紐付番 号	保険者番 号	記号番号枝番	自己情報提供 不可フラグ
	1	E	999	1

結果：回答無し

紐付 番号	保険者 番号	記号番号 枝番	資格取得 年月日	資格喪失 年月日	自己情報提 供不可フラ グ
1	D	111	2018/4/1	2022/3/31	0
1	E	999	2022/4/1		1

- 加入者資格情報の「資格取得年月日」が最新の福祉事務所に設定されているフラグの設定値で情報提供可否を判断する。
※現在加入している福祉事務所のみで判断可能。
※医療扶助の場合、医療扶助が認定された被保護者しか医療券/調剤券情報がテーブルに無いため、医療券/調剤券情報の「有効開始日」だと検出できないケースが存在。
よって、加入者資格情報の「資格取得年月日」をもとに最新を判断する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

【併用（ToBe）案1（採用案）】

初回登録（87番利用）



結果：回答無し

- 最新の保険者・福祉事務所のどちらか一方でもフラグが設定されている場合、情報を提供しない。
⇒前保険者の更新漏れ等により情報が見られなくなる可能性があるものの、業務誤りによりDV被害者の情報が見られることが無いため、本案を採用。
(DV被害者の情報が見られてしまうケースを何より低減することに重きを置く方針は、支払基金様とも合意が取れている。)

紐付番号	保険者番号	記号番号枝番	有効開始年月日	有効終了年月日	自己情報提供不可フラグ
1	A	123	2019/4/1	2020/3/31	0
1	B	456	2020/4/1	2021/3/31	0
1	C	789	2021/4/1		1

紐付番号	保険者番号	記号番号枝番	資格取得年月日	資格喪失年月日	自己情報提供不可フラグ
1	D	111	2018/4/1	2020/3/31	0
1	E	999	2022/4/1		0

【併用（ToBe）案2（廃案）】

初回登録（87番利用）



結果：E 999

- 保険者・福祉事務所の中で最新の設定値のみで判断する。
⇒前保険者等の更新漏れに影響されないものの、業務誤りがある場合DV被害者の情報が見られてしまうため、採用しない。

紐付番号	保険者番号	記号番号枝番	有効開始年月日	有効終了年月日	自己情報提供不可フラグ
1	A	123	2019/4/1	2020/3/31	0
1	B	456	2020/4/1	2021/3/31	0
1	C	789	2021/4/1		1

紐付番号	保険者番号	記号番号枝番	資格取得年月日	資格喪失年月日	自己情報提供不可フラグ
1	D	111	2018/4/1	2020/3/31	0
1	E	999	2022/4/1		0

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

QA206（一部加筆）

以下、回答についての確認となります。

※過去に医療保険・医療扶助の資格情報を両方有しており、処理時点で両方の資格を喪失している場合は、医療保険・医療扶助の最新の資格情報の”資格取得年月日”を比較し、”資格取得年月日”がより新しい制度の資格情報に紐づく自己情報提供不可フラグに基づき情報提供可否を判断する。

（例1）医療保険（喪失済み、資格取得年月日“2022-04-01”）

医療扶助（喪失済み、資格取得年月日“2022-03-01”）

⇒医療保険の資格情報に紐づく自己情報提供不可フラグに基づき情報提供可否を判断する。

（例2）①医療保険者 取得日：5/1 喪失日：6/1 フラグ：提供可

②福祉事務所 取得日：4/1 喪失日：7/1 フラグ：提供不可

例において、上述仕様で資格取得年月日”がより新しい制度の資格情報とした場合、

6月末時点は、②の福祉事務所は喪失していないので、②のフラグが採用されます。

7月になつたら、①のフラグが採用されます。

弊社「補足資料（項番191）生活保護を含む初回紐付_20220628.pptx」の4スライドでは、喪失日が大きい制度とさせて頂いていました。どちらの仕様とするか今一度確認をお願いいたします。

本PJTの対応方針（案）

⇒新しい資格情報が登録されていない（有効な資格情報がない）にも関わらず、資格喪失の処理前後で情報提供可否が異なる状況（次頁を参照）を回避するため、医療保険、医療扶助両方の資格を喪失している場合は、資格情報の”資格喪失年月日”を比較し、”資格喪失年月日”がより新しい制度の資格情報に紐づく自己情報提供不可フラグに基づき情報提供可否を判断する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.6. 検討経緯：自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの扱い

(例2) ※前頁と同様

- ①医療保険者 取得日：5/1 喪失日：6/1 フラグ：提供可
- ②福祉事務所 取得日：4/1 喪失日：7/1 フラグ：提供不可

5月：提供不可（両方有効）

6月：提供不可（②のみ有効）

7月：提供可（両方無効） → “資格取得年月日”で比較した場合（①を採用）

7月：提供不可（両方無効） → “資格喪失年月日”で比較した場合（②を採用）

(例3)

- ①医療保険者 取得日：5/1 喪失日：6/1 フラグ：提供不可
- ②福祉事務所 取得日：4/1 喪失日：7/1 フラグ：提供可

5月：提供不可（両方有効）

6月：提供可（②のみ有効）

7月：提供不可（両方無効） → “資格取得年月日”で比較した場合（①を採用）

7月：提供可（両方無効） → “資格喪失年月日”で比較した場合（②を採用）

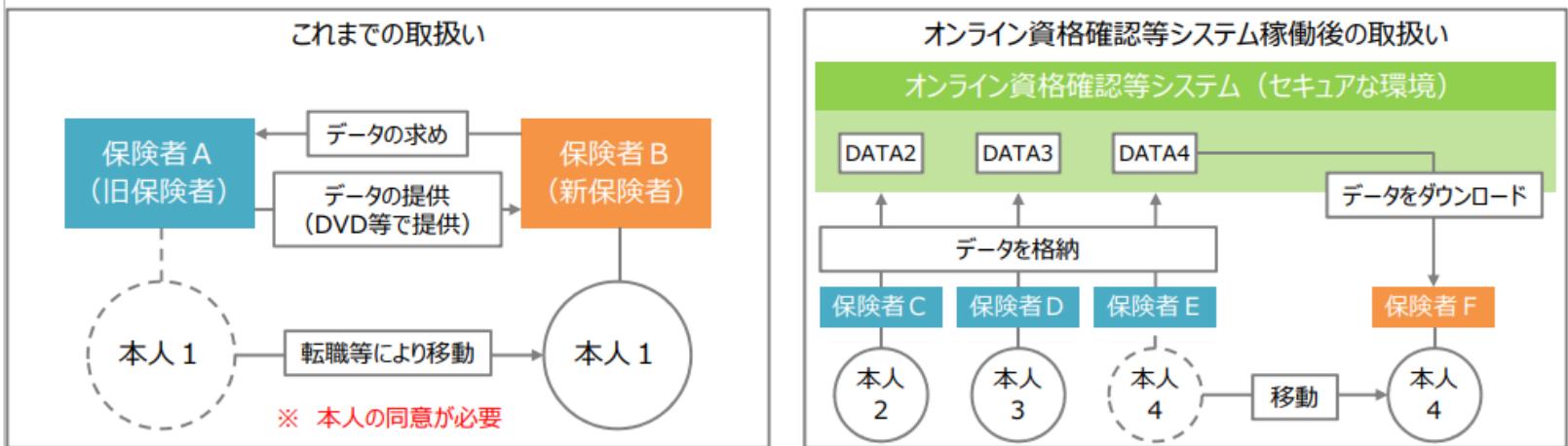
3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.7. 検討経緯：特定健診情報提供に係る本人同意フラグの扱い

特定健診データ等の保険者間引継ぎに係る同意について

- 特定健診データ等の保険者間の引継ぎについては、従来DVD等の提供を通じて行われてきたが、現在、オンライン資格確認等システム（以下「オン資」という。）の環境を活用し、最適なセキュリティを確保しつつ、効率的なデータの引継ぎが可能となるよう、改修を進めている。
- 現行、この引継ぎについては、法律の規定により本人の個別の同意なく行えることとしているものの、省令では同意を必要としている。



- 従来の引継ぎ方式では、DVD等で提供が行われていたため、情報漏えい等のリスクがあり、本人同意が必要であった。
- 一方で、オン資稼働後はセキュアな環境の下で効率的に記録の提供・取得が行われることとなるため、セキュリティの確保と「データが誰に閲覧されたか」というログの管理により、不適切な情報利用を抑止していくことが適当である。
- これらを踏まえ、新たに省令に保険者において特定健診データ等が他の関係ない者に漏れないよう必要な措置を講ずる旨規定した上で、オン資を活用して特定健診データ等を保険者間で引き継ぐ場合に限り、本人の個別の同意は不要とすべく、省令を改正する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.7. 検討経緯：特定健診情報提供に係る本人同意フラグの扱い

特定健診データ等の保険者間引継ぎの同意に係る運用の整理について（案）

【現状】

- 2019年12月25日の第123回医療保険部会において、保険者間引継ぎの同意の在り方については、
 - ・新たに省令に、保険者において被保険者の特定健診データ等が他の関係ない者に漏れないよう必要な措置を講ずる旨規定しつつ、
 - ・オン資を活用して特定健診データ等を保険者間で引き継ぐ場合には本人の同意は不要とする方向に大きな異論はなかったところ。

【指摘】

- 本人同意を不要とするため、新保険者の求めがあれば自動的に旧保険者が保存している本人の過去の特定健診データ等は新保険者に引き継がれることとなるが、「前の保険者における健診情報（病歴等）を新保険者に知られたくない」という者がいた場合にどのような対処を行うのかが問題となる。

対応案	詳細	メリット	デメリット
申出を受け付けない	省令上同意を不要としている以上、本来的には不同意の旨を表明するタイミングはなく、そのような申出は受け付けない。	特段の措置不要。	自己情報のコントロール権が注目されている中で、このような申出に全く対応しないことが適切か。
自己情報提供不可フラグによる対応（要調整）	引継ぎを望まない者については自己情報提供不可フラグを立てることで対応。	同意情報に係る改修は完全に不要になり、自己情報提供不可フラグの改修のみで対応可能。	保険者間引継ぎだけでなく、マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧やマイナンバーカードの保険証利用もできなくなってしまう。
旧同意フラグによる対応	中間サーバー経由若しくは特定健診情報等管理システム経由で従来同意情報を管理するために設定していたフラグを立てることで対応。	保険者間引継ぎのみを停止することができる。 (中間サーバーの改修は既に着手されており、これを利用できる)	保険者は不同意の申出を受け、フラグを立てる必要がある。 国保においては管理システムの改修が必要となる。

⇒ 旧同意フラグを用いて対応することとしたいが、問題ないか。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

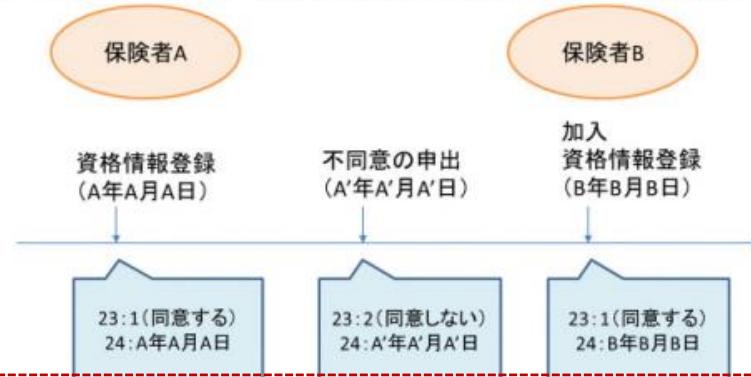
3.2.7. 検討経緯：特定健診情報提供に係る本人同意フラグの扱い

保険者間引継ぎの運用（加入者情報ファイルの活用）

- 統合専用端末の加入者情報ファイルで、従来「同意フラグ」を管理するために設定していた項目23・24において、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御する。

項目番号	項目名	項目説明	備考
23	特定健診情報提供に係る本人同意フラグ	既存システムが、加入者本人に確認し、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することへの同意有無として設定する。 0: 同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない 1: 同意する 2: 同意しない	省略
24	特定健診情報提供に係る本人（不）同意取得日	既存システムが、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することに対して、加入者本人が同意した日又は同意しなかった日を設定する。	省略

「医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア設計・開発等業務」外部インターフェイス仕様書 別紙4 ファイル設計書(令和元年9月30日)より抜粋



項目23の使用方法

- デフォルトは「1」とし、特定健診データの旧保険者への要求を可能とする。
(保険者Aは、保険者Aより前に加入していた保険者で実施された特定健診のデータをダウンロードすることができる。)
- 本人からの不同意の申出により、「2」に変更した場合は、新保険者が旧保険者への特定健診データの要求が出来ない。
(保険者Aは、保険者Aより前に加入していた保険者で実施された特定健診のデータをダウンロードすることができなくなる。)
- 保険者を異動（保険者A⇒保険者B）した場合、項目23はデフォルトの「1」に戻ってしまうため、保険者Aは、本人が継続して不同意したい場合は、保険者Bでも加入時等で申出が必要なことを伝える必要がある。

項目24の使用方法

- デフォルト「1」の場合は加入者情報の登録日とし、その後、本人からの情報提供に係る申出日を取得日として設定する。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.7. 検討経緯：特定健診情報提供に係る本人同意フラグの扱い

加入者情報ファイルの運用

- 従来「同意フラグ」を管理するために設定していた加入者情報ファイル「23：特定健診情報提供に係る本人同意フラグ」について、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御するための運用等は、下記のとおりとする。

1. 統合専用端末及びサーバー間連携による登録

- ・ 現保険者のフラグ設定により、前保険者の特定健診情報を引き継ぐかを判断する。

＜フラグ設定＞

- 0 : 同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない
→ 前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る
- 1 : 同意する
→ 前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る
- 2 : 同意しない
→ 前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来ない

※1 被用者保険は、デフォルトを「1：同意する」とする。

※2 国民健康保険は、「0：同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない」で設定される。

2. 特定健診等データ管理システム端末による登録

- ・ 国民健康保険の場合は、特定健診等データ管理システム端末を用いて、本人からの情報提供に係る申し出による登録を制御する。
- ・ 現保険者のフラグ設定により、前保険者の特定健診情報を引き継ぐかを判断する。

＜フラグ設定＞

- 1 : 同意する
→ 前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る
 - 2 : 同意しない
→ 前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来ない
- ※ 同意情報フラグを設定していない場合は、前保険者の特定健診情報を引き継ぎ出来る。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯：受給者番号の一意性の確保

資料		千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表						(平成23年4月1日現在)			
保険者名	保険者番号	被保険者証 記号	被保険者証 番号	有効期限 (平成)	法定外の給付	カード化状況	被保険者証 記号	被保険者証 番号	有効期限 (平成)	法定外の給付	カード化状況
千葉市						○					
中央区	124016	31									○
花見川区	124024	32									○
稲毛区	124032	33									○
若葉区	124040	34									○
緑区	124057	35									○
美浜区	124065	36									○
銚子市	120022	銚	3桁～6桁	24年3月31日		○					
市川市	120030	市	7桁	23年7月31日		○					
船橋市	120048	船	2桁～7桁	23年7月31日		○					
館山市	120055	05	8桁	24年3月31日		○					
木更津市	120063	06	7桁	23年7月31日		○					
松戸市	120071	松	6桁～1桁	23年7月31日		○					
野田市	120089	野田	7桁	23年7月31日		○					
茂原市	120105	茂	6桁	23年7月31日		○					
成田市	120113	成田	6桁	23年7月31日		○					
佐倉市	120121	倉	6桁～1桁	23年9月30日		○					
東金市	120139	13	6桁	23年7月31日		○					
習志野市	120162	16	8桁	23年7月31日		○					
柏市	120170	柏	6桁～8桁	23年7月31日		○					
勝浦市	120188	18	8桁	23年7月31日		○					
市原市	120196	市原	7桁	23年7月31日		○					
流山市	120204	流	6桁	23年7月31日		○					
八千代市	120212	21	7桁	23年7月31日		○					
我孫子市	120220	我〇〇〇	6桁	24年7月31日		○					
鴨川市	120238	23	8桁	24年3月31日		○					
鎌ヶ谷市	120246	鎌	1桁～5桁	23年7月31日		○					
君津市	120253	君津	2桁～8桁	23年7月31日		○					
富津市	120261	富津	5桁	23年7月31日		○					
旭市	120279	27	8桁	24年3月31日		○					
いすみ市	120410	41	6桁	23年7月31日		○					
匝瑳市	120428	42	7桁	24年3月31日		○					
南房総市	120436	43	7桁	24年3月31日		○					
香取市	120444	香	8桁	23年7月31日		○					
山武市	120451	45	6桁	23年7月31日		○					
浦安市	120519	浦	2桁～7桁	23年7月31日		○					
四街道市	120543	54	8桁	23年7月31日		○					
酒々井町	120550	酒〇〇	4桁	23年7月31日		○					
八街市	120568	56	4桁～5桁	23年9月30日	【結核10割】	○					
富里市	120576	里	6桁～1桁	23年9月30日		○					
白井市	120592	井	6桁	23年7月31日		○					

※毎月、被保険者の証の記号と番号が変更される場合があります。

○印は、すでにカード化となっている保険者です。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯：受給者番号の一意性の確保

【システム関係】課題項目番21

オンライン資格確認の開始に伴う記録条件仕様の変更

①「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の変更内容

対象	変更内容		記録開始時期	備考	変更による影響等
医療機関・薬局	個人単位 被保険者番号	レコード追加	令和3年10月請求 分から ※令和3年9月診療（調剤）分以降	告示様式（紙レセプト）の様式変更が行われた	オンライン資格確認等システムからの取込み又は窓口での入力が必要
	受診日等	レコード追加		レセプト分割時等に診療実日数（受付回数）を再集計する場合に活用する。	医療機関・薬局における入力方法の変更ではなく、レセコン側の出力方法変更による対応を想定。
	窓口負担額 (高額療養費の有無)	レコード追加		高額療養費の現物給付の発生有無を記録し、レセプトの振替・分割可否の判定に活用する。	

※記録条件仕様の変更については、窓口におけるオンライン資格確認の実施有無に関らず、レセプト提出時の対応が必要となる。

請求に使用する記録条件仕様の変更に伴い、受取に使用する記録条件仕様も同様に変更された。
また、当該変更に加え、各記録条件仕様の用途に応じて変更された。

No	記録条件仕様	対象	上記項目以外の変更内容
②	レセコード情報ファイル記録条件仕様	保険者等	②～④ 振替・分割レセプト等を識別する情報を追加 共通 社保↔国保間の変更を可とする
③	オンラインによる一次請求返戻ファイル 及び再審査等返戻ファイル並びに再請求 ファイルに係る記録条件仕様	医療機関・薬局	③ 社保↔国保間の変更による、社保に記録されない項目の削除及び国保に必要な項目の補完 (医療機関・薬局からの請求時と異なる状態での返戻となる)
④	オンラインによる再審査等請求ファイル に係る記録条件仕様	保険者等	④ 旧保険者による仮払レセプトの再審査申出に係る項目を追加

※ 変更後の記録条件仕様は、HP「診療報酬情報提供サービス」に掲載。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯：受給者番号の一意性の確保

(イ) 公費レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“K0”を記録する。	
公費負担医療	負担者番号	英数	8	固定	医療券等に記載されている公費負担者番号8桁を記録する。
	受給者番号	数字	7	可変	1 医療券等に記載されている受給者番号7桁を記録する。 2 受給者番号が7桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、7桁で記録する。 3 医療観察法（法別30）の場合は、記録を省略する。
	任意給付区分	数字	1	可変	1 国民健康保険又は退職者医療において、公費負担者に任意給付がある場合は、“1”を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。
診療実日数	数字	2	可変	公費負担医療の診療実日数を記録する。	
合計点数	数字	8	可変	公費負担医療の合計点数を記録する。	

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯：受給者番号の一意性の確保

対応方針

- 受給者番号※について、記録条件仕様の変更による他システムへの影響等を考慮し、現行の受給者番号の桁数及び採番方法を踏襲します。
※受給者番号：6桁+1桁（検証番号）
- 受給者番号の枯渇の懸念があったものの、自治体システムベンダへの照会結果より、当面の間は枯渢する可能性が低い（論理的に取りうる組合せ数： $10^6 = 100\text{万通り}$ ）。
- 自治体システムベンダへの照会結果は以下の通り。

※月次のデータ

<政令市>

A 福祉事務所（被保護者数：約8,600人 新規被保護者数：約65人）

$\Rightarrow 65 \text{人} \times 12 \text{月} = 780$ (1年間で新規採番される受給者番号)

B 福祉事務所（被保護者数：約7,300人 新規被保護者数：約40人）

$\Rightarrow 40 \text{人} \times 12 \text{月} = 480$ (1年間で新規採番される受給者番号)

<中核市、都内特別区>

C 福祉事務所（被保護者数：約12,000人 新規被保護者数：約100人）

$\Rightarrow 100 \text{人} \times 12 \text{月} = 1,200$ (1年間で新規採番される受給者番号)

D 福祉事務所（被保護者数：約9,200人 新規被保護者数：約90人）

$\Rightarrow 90 \text{人} \times 12 \text{月} = 1,080$ (1年間で新規採番される受給者番号)

- C 福祉事務所で試算すると…

初期データ登録時：12,000件登録 → $1,000,000 - 12,000 = 988,000$

① 受給者番号枯渇までの期間： $988,000 / 1,200 = \text{約}820\text{年}$

② 受給者番号枯渇までの期間（安全係数:5）： $988,000 / 6,000 = \text{約}164\text{年}$

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.8. 検討経緯：受給者番号の一意性の確保

- データの一意性を確保するため、被保護者個人単位で受給者番号を固定する。また、同一福祉事務所内で1度被保護者に採番した受給者番号を他の被保護者に採番することはできない。
- 同一福祉事務所内、同一の個人番号の被保護者に対して保護の再開・再決定時に、過去にその被保護者に採番していた受給者番号を再度利用するかは、付帯作業/留意事項の内容を参考にしつつ、福祉事務所ごとに判断する。

①
保護の決定～保護の停止/廃止
※被保護者：a
※福祉事務所：A

②
保護の再開・保護の再決定時
※被保護者：a
※福祉事務所：A

運用

- 被保護者個人単位で受給者番号を固定する（保護の廃止/停止まで継続して同じ受給者番号を利用する）。
※公費負担者番号：12131111
※受給者番号：1111111

付帯作業/留意事項

【留意事項】

- 同一の福祉事務所内で過去に被保護者(a)に採番した受給者番号を、異なる被保護者(b)に採番することはできない。

- ①と同じ受給者番号を採番する。
※公費負担者番号：12131111
※受給者番号：1111111

【付帯作業】

- ②の保護再開時に、①で登録していた過去の情報を紐づけて②の資格情報等を登録する必要がある。

- ①と異なる受給者番号を採番する。
※公費負担者番号：12131111
※受給者番号：2222222

【付帯作業】

—

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

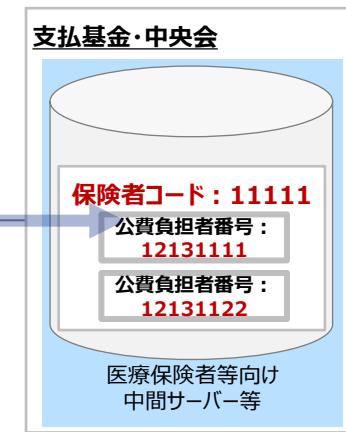
3.2.9. 検討経緯：データ連携・管理単位

- 1つの自治体に複数の福祉事務所が紐づく場合（政令市等）、「①自治体単位」、「②福祉事務所単位」の中から自治体ごとにデータ連携・管理単位を選択する。

データ連携・管理単位



イメージ



付帯作業

【福祉事務所→中間サーバー等へのデータ連携時】

- A福祉事務所で被保護者の資格情報等を登録し、その後、同一の被保護者がB福祉事務所に異動した場合、B福祉事務所は最新の資格情報等 + A福祉事務所での資格情報等を連携する必要がある。

【中間サーバー等→福祉事務所へのデータ連携時】

- 中間サーバー等では、福祉事務所に連携するデータを「保険者コード」で纏めるため、左記の自治体単位でのデータ連携を行う場合、福祉事務所ごとにデータ分割を行う必要がある。

【福祉事務所→中間サーバー等へのデータ連携時】

- 本庁で複数の福祉事務所のデータを中央管理している場合、福祉事務所ごとにデータを分割して管理する必要がある。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.10. 検討経緯：複数の公費負担者番号を持つ福祉事務所のデータ登録方法

【運用例】

- 複数の公費負担者番号を利用する福祉事務所においては、加入者資格情報・医療券/調剤券情報に最新の公費負担者番号を登録する。
- 具体的には、（例）区費分の公費負担者番号（12000001）→都費分の公費負担者番号（12000010）に変更された際に、最新の公費負担者番号を用いて加入者資格情報・医療券/調剤券情報を更新する運用とする。

変更前：区費分の公費負担者番号利用

加入者基本情報		加入者資格情報		医療券情報	
—	—	公費負担者番号	12000001	公費負担者番号	12000001
個人番号	12345	受給者番号	0000001	受給者番号	0000001
氏名	生保 一郎	資格取得日	2020/4/1	有効開始年月日	2020/4/1
		資格喪失日	—	有効終了年月日	2020/4/30

変更後：都費分の公費負担者番号利用

加入者基本情報		加入者資格情報		医療券情報	
—	—	公費負担者番号	12000001	公費負担者番号	12000001
個人番号	12345	受給者番号	0000001	受給者番号	0000001
氏名	生保 一郎	資格取得日	2020/4/1	有効開始年月日	2020/4/1
		資格喪失日	2020/4/16	有効終了年月日	2020/4/15

加入者資格情報		医療券情報	
公費負担者番号	12000010	公費負担者番号	12000010
受給者番号	0000001	受給者番号	0000001
資格取得日	2020/4/16	有効開始年月日	2020/4/16
資格喪失日	—	有効終了年月日	2020/4/30

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.10. 検討経緯：複数の公費負担者番号を持つ福祉事務所のデータ登録方法

【運用例：廃案】

- 2020年4月1日～16日の資格情報の公費負担者番号を特定できないため、下図の更新方法は採用できない。

廃案

変更前：区費分の公費負担者番号利用

加入者基本情報		加入者資格情報		医療券情報	
－	－	公費負担者番号	12000001	公費負担者番号	12000001
個人番号	12345	受給者番号	0000001	受給者番号	0000001
氏名	生保 一郎	資格取得日	2020/4/1	有効開始年月日	2020/4/1
		資格喪失日	－	有効終了年月日	2020/4/30

変更後：都費分の公費負担者番号利用

加入者基本情報		加入者資格情報		医療券情報	
－	－	公費負担者番号	12000010	公費負担者番号	12000001
個人番号	12345	受給者番号	0000001	受給者番号	0000001
氏名	生保 一郎	資格取得日	2020/4/1	有効開始年月日	2020/4/1
		資格喪失日	－	有効終了年月日	2020/4/15

医療券情報	
公費負担者番号	12000010
受給者番号	0000001
有効開始年月日	2020/4/16
有効終了年月日	2020/4/30

無効

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.11. 検討経緯：訪問業態のオンライン資格確認における医療扶助の取扱い

居宅同意型・資格確認限定型Webサービスの概要

保険局様資料を抜粋

- 業態によってオンライン請求回線の敷設有無が異なるため、オンライン請求回線がある場合については、資格確認端末等を用いて、資格情報・薬剤情報・特定健診等情報等を取得できる仕組みとする（居宅同意取得型）。一方でオンライン請求回線がない場合については、最低限資格情報のみが確認できるように、インターネット回線を用いた仕組みとする（資格確認限定型）。

居宅同意取得型

オンライン請求回線の有無	<input checked="" type="radio"/> オンライン請求回線があるため、資格確認端末の導入が可能
取得すべき情報	資格情報、特定健診情報、薬剤情報 等

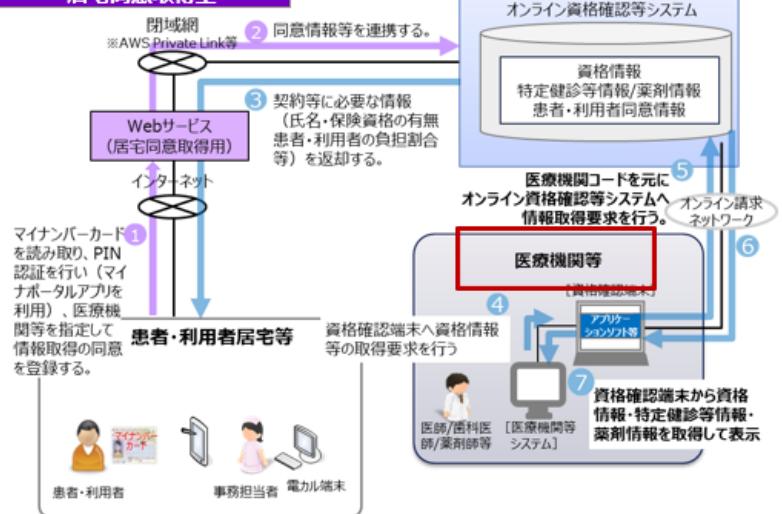
⇒Webサービス（居宅同意取得用）を構築し、モバイル端末で同意取得を実施。情報取得は資格確認端末の仕組みを利用する。

資格確認限定型

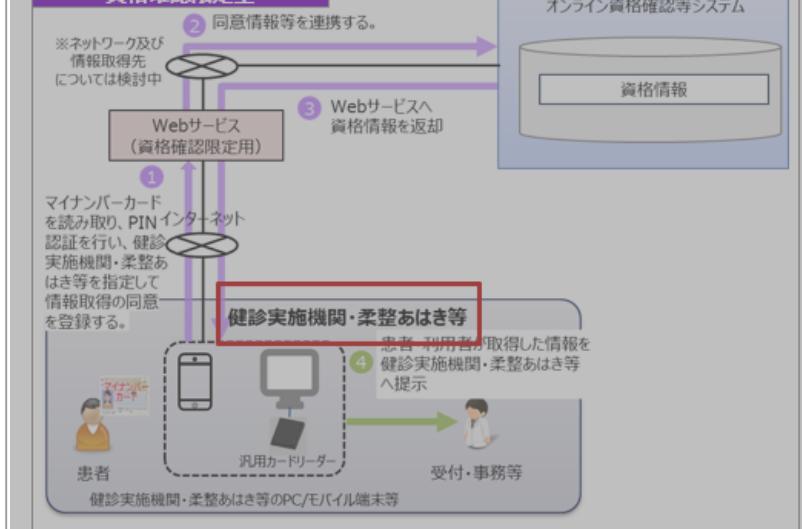
<input checked="" type="radio"/> オンライン請求回線が無く、資格確認端末を用いる仕組みは利用できない
資格情報のみ

⇒オンライン請求回線が無い施設においても、最低限資格情報のみが確認できるように、インターネット回線を用いた簡素な仕組みとしてWebサービス（資格確認限定用）を構築する。

居宅同意取得型



資格確認限定型



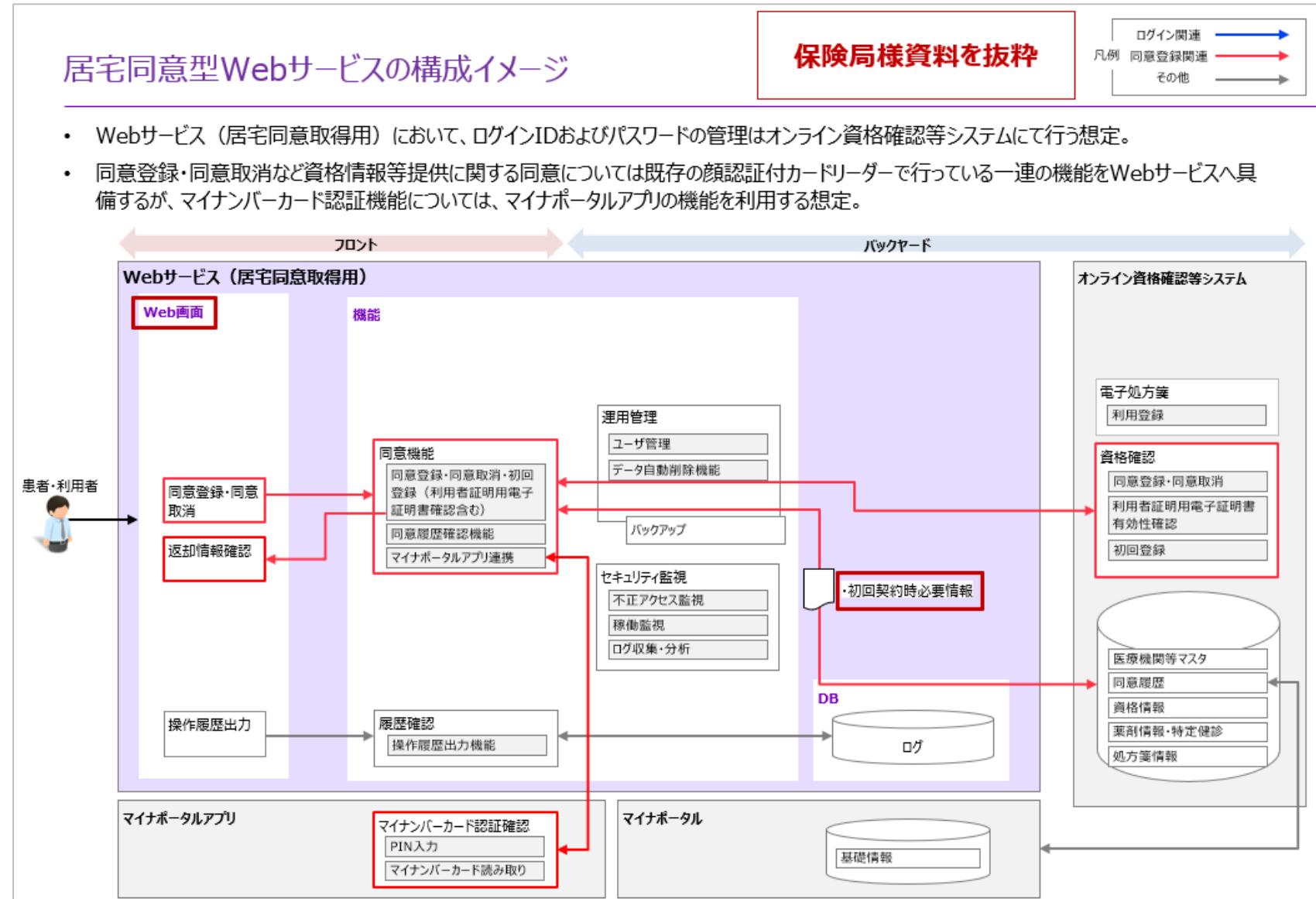
※第26回WGでは「オンライン資格確認用Webサービス」と呼称。

※Webサービス（居宅同意取得用）とWebサービス（資格確認限定用）に関しては、機能等が類似しており、同一のWebサービスとする余地があるため、別途検討を行う。

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.11. 検討経緯：訪問業態のオンライン資格確認における医療扶助の取扱い



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.11. 検討経緯：訪問業態のオンライン資格確認における医療扶助の取扱い

保険局様資料を抜粋

No.5 オンライン資格確認用Webサービスにおける結果表示の情報

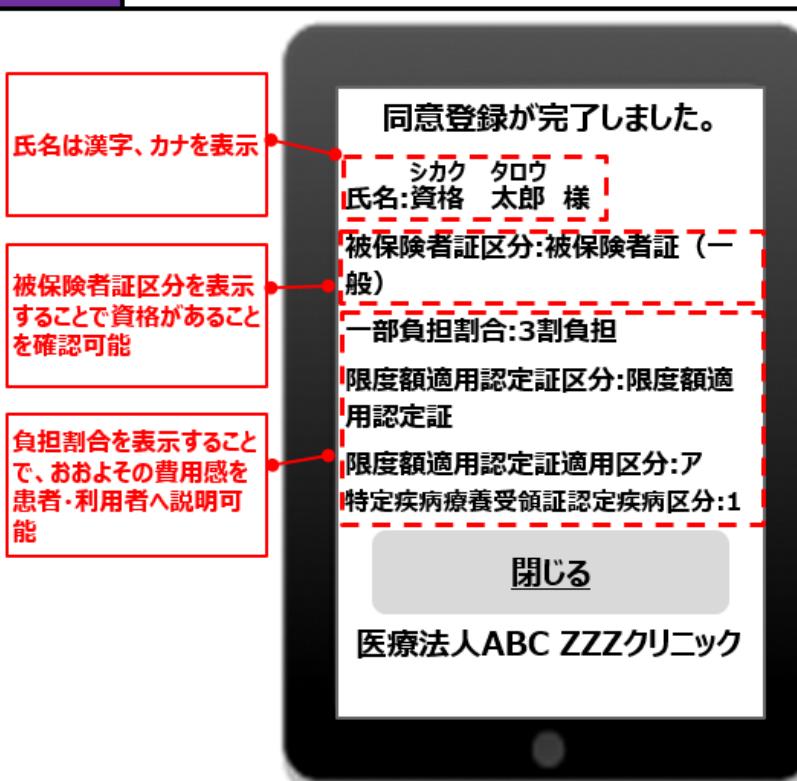
課題詳細

訪問先において、オンライン資格確認用Webサービスを用いて同意登録した結果表示として、どの情報をモバイル端末に表示させるかを確定する。

対応方針

医療機関等の資格確認端末から資格情報等を取得するものの、訪問先で契約時に必要な情報を取得する必要があるため、オンライン資格確認用Webサービスの結果画面表示としては、氏名（漢字、カナ）、資格の有無、被保険者証の一部負担割合、限度額区分、認定疾病区分とする。※限度適用区分及び疾病区分は、区分のみ表示（疾病名等は表示させない）。

※資格情報/限度額適用認定証/特定疾病受領証認定疾病区分は、患者・利用者がそれぞれ同意を行った場合のみを表示する。



- | | |
|------------------|------------------|
| 01 : 被保険者証（一般） | 02 : 被保険者証（退職） |
| 03 : 短期被保険者証（一般） | 04 : 短期被保険者証（退職） |
| 05 : 被保険者資格証明書 | 06 : 特例退職被保険者証 |
| 07 : 自衛官診療証 | |

<一部負担金割合>

- 10 : 1割負担 20 : 2割負担 30 : 3割負担

※後期高齢者医療制度のみ登録必須とされている為、その他の医療保険制度は空白となる可能性あり

<限度額適用認定証等区分>

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 01 : 限度額適用認定証 | 02 : 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| 03 : 標準負担額減額認定証 | |

<限度額適用認定証等適用区分>

（70歳未満）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| A01 : ア | A02 : イ | A03 : ウ | A04 : エ |
|---------|---------|---------|---------|

- | | |
|---------|----------------|
| A05 : オ | A99 : 満納により未設定 |
|---------|----------------|

（70歳以上）

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| B01 : 現役並みⅢ | B02 : 現役並みⅡ | B03 : 現役並みⅠ |
| B04 : 一般 | B05 : 低所得Ⅱ | B06 : 低所得Ⅰ |
| B07 : 低所得Ⅰ（老福） | B08 : 低所得Ⅰ（境） | |

<特定疾病療養受領証認定疾病区分>

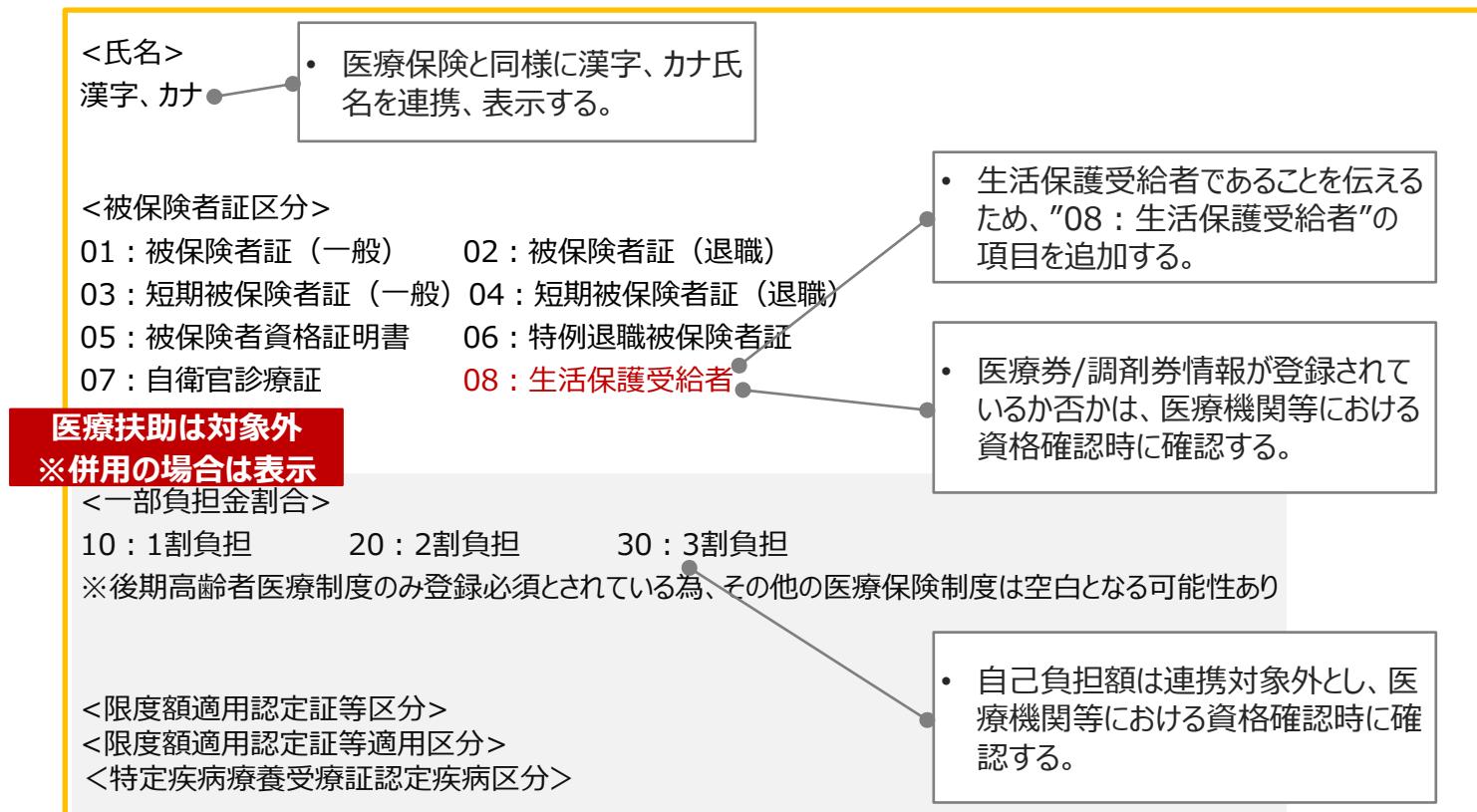
- 1 : 人工透析を必要とする慢性腎不全
- 2 : 先天性血液凝固因子障害（第VIII因子、第IX因子）
- 3 : 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.11. 検討経緯：訪問業態のオンライン資格確認における医療扶助の取扱い

- （前提）訪問業態のオンライン資格確認における、医療扶助の要件の流し込みに関しては、システム改修規模を極小化するため、なるべく医療扶助の独自要件を求める対応を目指す。
- 訪問業態の契約時に必要な情報に関して、医療保険と同様に医療扶助でも「この情報を確認するべき」と定義された通知等は存在しない。



3. 運用課題検討

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.2.12. 検討経緯：資格重複チェックの要件

【“単独”/“併用”的基準】

- 「有効開始年月日」の年月が処理年月と一致する医療券/調剤券情報に基づき“単独”等を特定する。
- 「単独/併用の別」が“単独”である場合、“**単独**”とする。①
- 「単独/併用の別」が“併用”である場合、“**併用**”とする。②
- 「有効開始年月日」の年月が処理年月と一致する医療券/調剤券情報が複数存在し、且つデータ間で「単独/併用の別」に齟齬がある場合、“**単独/併用**”とする。③
- 医療券/調剤券情報が1件も登録されていない場合、“**未登録**”とする。④
※「社会保険状況」は利用しない

【重複チェックの流れ】

- 1. 医療扶助の制度内で重複チェックを行う。
- 2. 医療扶助 ⇄ 市町村国保/後期高齢保険間で重複チェックを行う。
- 3. 医療扶助が①“単独”又は③“単独/併用”的データ ⇄ 被用者保険間で重複チェックを行う。**

【資格重複チェック結果ファイルへの出力】

- 「**単独併用状況**」の項目を追加し、“**単独**”又は“**単独/併用**”を出力する。

新規項目の出力をなくすことで、
医療保険者システムの改修が不要になる。

医療扶助の データパターン	資格重複先			
	重複無し	医療扶助	地域/後期保険	被用者保険
①	—	○	○	○
②	—	○	○	×
③	—	○	○	○
④	—	○	○	×

○が資格重複チェック、保険者/
福祉事務所への連携対象

3. 運用課題検討

3.1. 前提事項

3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「3. 運用課題検討」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20230322
開催要綱
議事次第_第1回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 資料
議事次第_第2回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 資料
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
令和4年度報告書_Ver1.0